○農家：

○その他：

(9) 英国以外の国からの肉骨粉の輸入について、加熱処理条件の強化ではなく、輸入禁止措置を取るべきと考えたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
㋒　その他

記入欄：

(9)-2　アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(9)-3　イの場合、その理由
(9)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

(10) レンダリング業者の生産ラインが牛用と豚・豚用とで共通であり、「交差汚染」の可能性があったと考えられるが、「交差汚染」の可能性の認識があったか否か。
㋐　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(10)-2　アの場合、(11)へ。
(10)-3　イの場合、その理由
(10)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

(11) 交差汚染を防止するために、何らかの措置を取るべきと考えたか否か。
㋐　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(11)-2　アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(11)-3　イの場合、その理由
(11)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

(12) 特定危険部位（ＳＲＭ）について、英国では１９９７年から除去が義務づけられていたが（注：牛の特定臓器を人の食用に供してはならないとされたのは１９８９年）、特定危険部位の危険性の認識はあったか。
ア　はい。
㋑　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(12)-2　アの場合、(13)へ。
(12)-3　イの場合、その理由
(12)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

(13) 特定危険部位の除去について、措置すべきと考えていたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(13)-2　アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(13)-3　イの場合、その理由
(13)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

(14) 国内のレンダリングについて、加熱処理条件を課すことが必要と考えていたか否か。
ア　はい。
㋑　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(14)-2　アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(14)-3　イの場合、その理由
(14)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

(15) 英国からの肉骨粉の輸入の停止、反芻動物への供与をしないようにとの行政指導等の対処方針を決めるに際し、研究者等の意見を聞く機会を持ったか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
㋒　その他

記入欄：

(15)-2 アの場合、どのような形で聞いて、その意見についてどのように判断したか。
(15)-3　イの場合、その理由
(15)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

(16) 英国からの肉骨粉の輸入の停止、反芻動物への供与をしないようにとの行政指導等の対処方針は、どのレベルまで上げて決定したか。
ア　大臣
イ　事務次官
ウ　畜産局長
エ　担当課長
オ　その他

記入欄：

(16)-2　アの場合、その理由
(16)-3　イの場合、その理由
(16)-4　ウの場合、その理由
(16)-5　エの場合、その理由
(16)-6　オの場合、その理由

記入欄：
労働，創刊課んいなかったため分らない。

(17) 加熱処理条件が確実に履行されているかどうかの確認ついて、家畜衛生条件を締結した相手国の現地調査は必要と考えていたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：
分らない

(17)-2　アの場合、(18)へ。
(17)-3　イの場合、その理由
(17)-4　ウの場合、その理由

記入欄：
相手課ではないので分らない。

(18)　実際に現地調査が行われたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(18)-2　アの場合、現地調査の内容
(18)-3　イの場合、その理由
(18)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

質問４　［１９９７年８月以降の担当を対象］

在職時点におけるご認識とお考えについて、以下にお答えください。

(1)　ＥＵのステータス評価に対する対応について、我が国は評価を受けるという対処方針を決めたのか。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：分らない。

(1)-2　アの場合、(2)、(3)、(4)へ
(1)-3　イの場合、その理由
(1)-4　ウの場合、その理由

記入欄：
その当時には、流通制限にいなかったため

(2)　いつ決めたか。
記入欄：

(3) ＥＵのステータス評価に対する対応について、我が国は評価を受けるという対処方針を決めるに際し、研究者等の意見を聞く機会を持ったか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(3)-2 アの場合、どのような形で聞いて、その意見についてどのように判断したか。
(3)-3　イの場合、その理由
(3)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

(4)　ＥＵのステータス評価に対する対応について、我が国は評価を受けるという対処方針は、どのレベルまで上げて決定したか。
ア　大臣
イ　事務次官
ウ　畜産局長
エ　担当課長
オ　その他

記入欄：

(4)-2　アの場合、その理由
(4)-3　イの場合、その理由
(4)-4　ウの場合、その理由
(4)-5　エの場合、その理由
(4)-6　オの場合、その理由

記入欄：

(5)　２０００年７月にＥＵ委員会の科学運営委員会（ＳＳＣ）が、ＢＳＥの地理的リスク（ＧＢＲ）に関する最終的見解を採択し、同年８月に公表されたが、当該ステータス評価に関する評価手法について、承知していたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：分らない。当時は流通制料課には いなかったため

(6) 当該方法とＯＩＥのステータス評価のアプローチが異なっていることを承知していたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(7) ＥＵのステータス評価に対する対応について、我が国の評価を行わないよう要請（２００１年６月）するという対処方針を決めるに際し、研究者等の意見を聞く機会を持ったか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：分らない

(7)-2　アの場合、どのような形で聞いて、その意見についてどのように判断したか。
(7)-3　イの場合、その理由
(7)-4　ウの場合、その理由

記入欄：
衛生課が担当していたため、飼料課では分らない

(8) ＥＵのステータス評価に対する対応について、我が国の評価を行わないよう要請（２００１年６月）するという対処方針は、どのレベルまで上げて決定したか。
ア　大臣
イ　事務次官
ウ　生産局長
エ　担当課長
オ　その他

記入欄：衛生課が担当していたので、飼料課では分らない

(8)-2　アの場合、その理由
(8)-3　イの場合、その理由
(8)-4　ウの場合、その理由
(8)-5　エの場合、その理由
(8)-6　オの場合、その理由

記入欄：

質問５　これまでの質問について、在職期間中、厚生労働省との連携を図っていたか否か。

ア　図った。
イ　図らなかった。
ウ　その他

記入欄：

(5)-2　アの場合、その連携の内容
(5)-3　イの場合、その理由
(5)-4　ウの場合、その理由

記入欄：
飼料について特に連携の分野はなかった

質問６　質問１から質問４のそれぞれ該当するものについて、前任者からの引継について。

(1) 引継の有無
ア　はい。(2)へ。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(2) ①　引継の方法
ア　直接前任者から説明を受けることにより引き継いだ。
イ　その他の方法により引き継いだ。

記入欄：

②　引継内容
記入欄：
飼料への肉骨粉法を禁止の徹底

質問７　質問１から質問４のそれぞれ該当するものについて、後任者への引継について。

(1) 引継の有無
ア　はい。(2)へ。（○）
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(2) ①　引継の方法
ア　直接後任者へ説明することにより引き継いだ。（○）
イ　その他の方法により引き継いだ。

記入欄：

②　引継内容
記入欄：
飼料面でのBSE対策の徹底

質問８　我が国においてＢＳＥが発生する以前の認識について。

(1) ＢＳＥ発生についての懸念を有していたか。
ア　はい。(2)へ。
イ　いいえ。（○）
ウ　その他

記入欄：

(2) いつの時点で、何によって、そのような懸念を持ったか。
記入欄：

質問９　我が国にＢＳＥが発生したことについて。

(1) そのことについてどうお考えですか。
記入欄：
万全な措置をとっていたと考えていたのにBSEが発生したことにショックを受けた。一体何が原因でわが国にBSEが侵入したのか、徹底的な原因を調べる必要がある。

(2) 今回のことを教訓にして、今後、同じような事態が生じないようにするにはどのような対応をすべきと考えるか、また、その場合の留意事項について提言してください。（どの時点で、誰が、どのように対応すべきだったか。厚生労働省との連携はどのようにすべきだったか。）
記入欄：
① 肉骨粉等のBSE発生国やそのリスクのある国からの輸入については、全面的に輸入禁止とすべきだったと思う。
② 反すう動物の肉骨粉等の反すう動物への使用については、少なくとも1997年に米国や豪州等が法的に禁止した時点で日本も法的に禁止すべきだったと思う。
③ 顕微鏡検査も1996年4月の通達時点から行うべきだったと思う。
④ 農家への徹底についても、もっと分りやすい形で徹底すればよかったのではないか。
⑤ 今後の対策としては、牛の肉骨粉は全て焼却し、飼料用に出回らないようにする。飼料工場も牛用飼料と豚鶏用飼料の工場に分け専用化する、飼料運搬車も専用化する、外国やOIE、WHO等の情報を迅速に収集し我が国に適用する体制の整備、牛のトレーサビリティー・飼料給与履歴の公表、など飼料の安全性確保体制を確立することが必要ではないかと思う。

質問１０　その他自由にお書きください。

記入欄：
今回のBSEの発生は、我が国の畜産に大きな衝撃を与えた。発生以後の対策については①牛の肉骨粉の全面使用禁止、全面輸入禁止、②年齢にかかわらずと場でのBSE全頭検査の実施、③牛の肉骨粉の焼却処分、④SRMの焼却、⑤10月17日以前の牛肉の焼却処理など、徹底した対策を講じており、安全な牛肉しか出回らない体制になっているので、早く牛肉の消費が回復してほしい。
過去の農水省や厚労省の措置の不十分であった点については、徹底的に明らかにして、再発防止対策を講じていく必要がある。

（別紙４）

〈質問調査票〉

当時の役職	1課長・部長・審議官	②課長・室長	3左記以外

記載要領：

1　調査票の質問事項のうち、質問１から４までについては、在職時期に応じて該当する質問に回答してください。

１９９０年７月～１９９１年３月　→　質問１
１９９１年４月～１９９６年３月　→　質問２
１９９６年４月～１９９７年７月　→　質問３
１９９７年８月～２００１年８月　→　質問３及び４

質問５から１０までについては、すべての方がお答えください。

2　質問に対する回答は、下記の例のとおり、該当する記号に○印を付けてください。「ウ　その他」の場合等、内容を記入が必要な場合には、記号に○印を付した上で、（　）で示される記入欄にご記入ください。

（例１）
⑦　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

（例２）
ア　はい。
イ　いいえ。
⑦　その他

記入欄：○○○○○。

質問３　［１９９６年４月以降の担当を対象］

農林水産省は、１９９６年３月のＥＵの措置（英国からの生体牛、牛精液、受精卵、肉、肉骨粉等について、加盟国及び第三国への輸出を禁止）、９６年４月のＷＨＯ勧告等を踏まえ、英国からの肉骨粉の輸入の停止、反芻動物への給与をしないようにとの行政指導を行った。

一方、諸外国においては、

①　１９９７年８月に、米国は、大部分のほ乳動物由来のタンパク質について、牛その他の反芻動物への給与を禁止
②　同年１０月に、豪州は、反芻動物由来の肉骨粉について、反芻動物への給与を禁止

との措置が取られ、また、

③　同年にＯＩＥの国際動物衛生規約付表３．６．３「伝染性海綿状脳症因子の不活化処理」において、「伝染性海綿状脳症因子の不活化するため」の処理として、「生材料については、湿熱１３３℃以上の温度で、２０分、３気圧の加熱処理を行うこと」等を規定した。（別添２）

以上を踏まえ、在職時点におけるご認識とお考えについて、以下にお答えください。

(1)　９６年４月のＷＨＯ勧告があったことを承知していたか否か。
⑦　はい。(2)へ。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(2)　どのようにして入手したか。

記入欄：５月の連休明けに厚生省から送付されたと記憶。

(3)　在職期間中、米、豪などで①及び②のような法律的措置が取られたことを承知していたか否か。
ア　はい。
④　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(4)　在職期間中、ＯＩＥで③の勧告がなされたことを承知していたか否か。
⑦　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(5)　日本では、輸入条件として、加熱処理条件を課す措置を講じたが、さらに国内において肉骨粉の反芻動物用飼料への法的な利用禁止措置を取るべきと考えたか否か。
ア　はい。
④　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(5)-2　アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(5)-3　イの場合、その理由
(5)-4　ウの場合、その理由

記入欄：行政指導であっても効果的な利用禁止が事実上実施されていれば問題ないと考えた。

(6)　肉骨粉の反芻動物への給与をしないようにとの行政指導について、関係者へ周知徹底する必要があると考えたか否か。
⑦　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(6)-2　アの場合、(7)へ。
(6)-3　イの場合、その理由
(6)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

(7)　実際に、当該行政指導の周知徹底を行ったか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
⑦　その他

記入欄：担当でなかったので承知していない。

(7)-2　アの場合、(8)へ。
(7)-3　イの場合、その理由
(7)-4　ウの場合、その理由

記入欄：担当でなかったので

(8)　当該行政指導の周知について、誰に対してどのようなことを行ったのか。

記入欄：
○行政：

○飼料メーカー：

○農家：

○その他：

(9) 英国以外の国からの肉骨粉の輸入について、加熱処理条件の強化ではなく、輸入禁止措置を取るべきと考えたか否か。
(ア) はい。
イ いいえ。
ウ その他

記入欄：
少なくともその必要性については、検討すべきと考えた

(9)-2 アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(9)-3 イの場合、その理由
(9)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
BSEの長い潜伏期間を考えると、その時点での発生状況ではなく発生のリスクの大きさに基づく措置をとるべきとの考えはあったが、家伝法改正作業に忙殺されたこともあり検討にはさらなかった。

(10) レンダリング業者の生産ラインが牛用と鶏・豚用とで共通であり、「交差汚染」の可能性があったと考えられるが、「交差汚染」の可能性の認識があったか否か。
(ア) はい。
イ いいえ。
ウ その他

記入欄：

(10)-2 アの場合、(11)へ。
(10)-3 イの場合、その理由
(10)-4 ウの場合、その理由

記入欄：

(11) 交差汚染を防止するために、何らかの措置を取るべきと考えたか否か。
(ア) はい。
イ いいえ。
ウ その他

記入欄：

(11)-2 アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(11)-3 イの場合、その理由
(11)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
担当官に対しその首提案は行ったが、強い働きかけは行わなかったと記憶。(注意換起)

(12) 特定危険部位（SRM）について、英国では１９９７年から除去が義務づけられていたが（注：牛の特定臓器を人の食用に供してはならないとされたのは１９８９年）、特定危険部位の危険性の認識はあったか。
(ア) はい。
イ いいえ。
ウ その他

記入欄：

(12)-2 アの場合、(13)へ。
(12)-3 イの場合、その理由
(12)-4 ウの場合、その理由

記入欄：

(13) 特定危険部位の除去について、措置すべきと考えていたか否か。
ア はい。
(イ) いいえ。
ウ その他

記入欄：

(13)-2 アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(13)-3 イの場合、その理由
(13)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
日本は発生のリスクが小さいことから、その必要性はないと考えた。

(14) 国内のレンダリングについて、加熱処理条件を課すことが必要と考えていたか否か。
ア はい。
(イ) いいえ。
ウ その他

記入欄：

(14)-2 アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(14)-3 イの場合、その理由
(14)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
日本は発生のリスクが小さいことから、その必要性はないと考えた。

(15) 英国からの肉骨粉の輸入の停止、反芻動物への供与をしないようにとの行政指導等の対処方針を決めるに際し、研究者等の意見を聞く機会を持ったか否か。
ア はい。
(イ) いいえ。
ウ その他

記入欄：

(15)-2 アの場合、どのような形で聞いて、その意見についてどのように判断したか。
(15)-3 イの場合、その理由
(15)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
時間的余裕がなかった。

(16) 英国からの肉骨粉の輸入の停止、反芻動物への供与をしないようにとの行政指導等の対処方針は、どのレベルまで上げて決定したか。
(ア) 大臣
イ 事務次官
ウ 畜産局長
エ 担当課長
オ その他

記入欄：

(16)-2　アの場合、その理由
(16)-3　イの場合、その理由
(16)-4　ウの場合、その理由
(16)-5　エの場合、その理由
(16)-6　オの場合、その理由

記入欄：
国民の関心が高い重要な案件であった

(17) 加熱処理条件が確実に履行されているかどうかの確認ついて、家畜衛生条件を締結した相手国の現地調査は必要と考えていたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(17)-2　アの場合、(18)へ。
(17)-3　イの場合、その理由
(17)-4　ウの場合、その理由

記入欄：
質問して了解済

(18)　実際に現地調査が行われたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(18)-2　アの場合、現地調査の内容
(18)-3　イの場合、その理由
(18)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

質問４　［１９９７年８月以降の担当を対象］

在職時点におけるご認識とお考えについて、以下にお答えください。

(1) ＥＵのステータス評価に対する対応について、我が国は評価を受けるという対処方針を決めたのか。
ア　はい。
イ　いいえ。
㋒　その他

記入欄：
在職していたが、承知していない

(1)-2　アの場合、(2)、(3)、(4)へ
(1)-3　イの場合、その理由
(1)-4　ウの場合、その理由

記入欄：
在職していたが、承知していない

(2) いつ決めたか。

記入欄：

(3) ＥＵのステータス評価に対する対応について、我が国は評価を受けるという対処方針を決めるに際し、研究者等の意見を聞く機会を持ったか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(3)-2 アの場合、どのような形で聞いて、その意見についてどのように判断したか。
(3)-3　イの場合、その理由
(3)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

(4) ＥＵのステータス評価に対する対応について、我が国は評価を受けるという対処方針は、どのレベルまで上げて決定したか。
ア　大臣
イ　事務次官
ウ　畜産局長
エ　担当課長
オ　その他

記入欄：

(4)-2　アの場合、その理由
(4)-3　イの場合、その理由
(4)-4　ウの場合、その理由
(4)-5　エの場合、その理由
(4)-6　オの場合、その理由

記入欄：

(5) ２０００年７月にＥＵ委員会の科学運営委員会（ＳＳＣ）が、ＢＳＥの地理的リスク（ＧＢＲ）に関する最終的見解を採択し、同年８月に公表されたが、当該ステータス評価に関する評価手法について、承知していたか否か。
㋐　はい。
㋑　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(6) 当該方法とＯＩＥのステータス評価のアプローチが異なっていることを承知していたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(7) ＥＵのステータス評価に対する対応について、我が国の評価を行わないよう要請（２００１年６月）するという対処方針を決めるに際し、研究者等の意見を聞く機会を持ったか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(7)-2 アの場合、どのような形で聞いて、その意見についてどのように判断したか。
(7)-3 イの場合、その理由
(7)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
もともとコンフィデンシャルな性格のものであった上，研究者に話すことにより情報がもれると心配した．

(8) ＥＵのステータス評価に対する対応について、我が国の評価を行わないよう要請（２００１年６月）するという対処方針は、どのレベルまで上げて決定したか。
ア　大臣
イ　事務次官
ウ　生産局長
エ　担当課長
オ　その他

記入欄：

(8)-2 アの場合、その理由
(8)-3 イの場合、その理由
(8)-4 ウの場合、その理由
(8)-5 エの場合、その理由
(8)-6 オの場合、その理由

記入欄：
既に一部マスコミにリークされており、国民の関心の高い重要な案件であったため

質問５　これまでの質問について、在職期間中、厚生労働省との連携を図っていたか否か。

ア　図った。
イ　図らなかった。
ウ　その他

記入欄：

(5)-2 アの場合、その連携の内容
(5)-3 イの場合、その理由
(5)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
厚生労働省の担当者に農水省内の[redacted]動きを電話連絡

質問６　質問１から質問４のそれぞれ該当するものについて、前任者からの引継について。

(1) 引継の有無
ア　はい。(2)へ。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(2) ①　引継の方法
ア　直接前任者から説明を受けることにより引き継いだ。
イ　その他の方法により引き継いだ。

記入欄：

②　引継内容
記入欄：
それまでの経緯，問題点等

質問７　質問１から質問４のそれぞれ該当するものについて、後任者への引継について。

(1) 引継の有無
㋐ はい。(2)へ。
イ いいえ。
ウ その他

記入欄：

(2) ① 引継の方法
㋐ 直接後任者へ説明することにより引き継いだ。
イ その他の方法により引き継いだ。

記入欄：

② 引継内容
記入欄：
これまでの経緯、問題点等。

質問８　我が国においてＢＳＥが発生する以前の認識について。

(1) ＢＳＥ発生についての懸念を有していたか。
ア はい。(2)へ。
㋑ いいえ。
ウ その他

記入欄：

(2) いつの時点で、何によって、そのような懸念を持ったか。
記入欄：

質問９　我が国にＢＳＥが発生したことについて。

(1) そのことについてどうお考えですか。
記入欄：
本病の疫学、ドーズ・レスポンスの関係について不明な部分が多く、そのため、今から考えれば、十分なリスク管理がなされていなかったことが発生の原因と認めざるを得ない。

(2) 今回のことを教訓にして、今後、同じような事態が生じないようにするにはどのような対応をすべきと考えるか、また、その場合の留意事項について提言してください。（どの時点で、誰が、どのように対応すべきだったか。厚生労働省との連携はどのようにすべきだったか。）
記入欄：
- 科学的に十分に解明されていなくても、予防原則に基づく対応が重要。
- 常に最新の情報を入手し（BSEに関する科学的技術的情報だけでなく、諸外国の対応に関する情報も含む）、政策に反映させる体制の必要性。
- このような情報の集積と判断とするような人的配置の必要

質問１０　その他自由にお書きください。

記入欄：
本病については、潜伏期間が長いこともあり、時間をかけた専門行政官の育成が必要。たとえば、米国農務省のDetwilerさん、スイスのHeimさんなど研究者ではないが、BSEに関するほとんどすべての知見を有する行政官が配置され、企画、指導を行っている。

（別紙４）

〈調査票〉

当時の役職	１局長・部長・審議官	②課長・室長	３左記以外

記載要領：

１　調査票の質問事項のうち、質問１から４までについては、在職時期に応じて該当する質問に回答してください。

１９９０年７月～１９９１年３月　→　質問１
１９９１年４月～１９９６年３月　→　質問２
１９９６年４月～１９９７年７月　→　質問３
○１９９７年８月～２００１年８月　→　質問３及び４

質問５から１０までについては、すべての方がお答えください。

２　質問に対する回答は、下記の例のとおり、該当する記号に○印を付けてください。「ウ　その他」の場合等、内容を記入が必要な場合には、記号に○印を付した上で、（　）で示される記入欄にご記入ください。

（例１）
⑦　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他
記入欄：

（例２）
ア　はい。
イ　いいえ。
⑦　その他
記入欄：○○○○○。

質問３　［１９９６年４月以降の担当を対象］

農林水産省は、１９９６年３月のＥＵの措置（英国からの生体牛、牛精液、受精卵、肉、肉骨粉等について、加盟国及び第三国への輸出を禁止）、９６年４月のＷＨＯ勧告等を踏まえ、英国からの肉骨粉の輸入の停止、反芻動物への給与をしないようにとの行政指導を行った。

一方、諸外国においては、

①　１９９７年８月に、米国は、大部分のほ乳動物由来のタンパク質について、牛その他の反芻動物への給与を禁止

②　同年１０月に、豪州は、反芻動物由来の肉骨粉について、反芻動物への給与を禁止

との措置が取られ、また、

③　同年にＯＩＥの国際動物衛生規約付表３．６．３「伝染性海綿状脳症因子の不活化処理」において、「伝染性海綿状脳症因子の不活化するため」の処理として、「生材料については、湿熱１３３℃以上の温度で、２０分、３気圧の加熱処理を行うこと」等を規定した。（別添２）

以上を踏まえ、在職時点におけるご認識とお考えについて、以下にお答えください。

(1)　９６年４月のＷＨＯ勧告があったことを承知していたか否か。
ア　はい。(2)へ。
イ　いいえ。
⑦　その他
記入欄：勧告当時担当でなかったため

(2)　どのようにして入手したか。
記入欄：

(3)　在職期間中、米、豪などで①及び②のような法律的措置が取られたことを承知していたか否か。
⑦　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他
記入欄：

(4)　在職期間中、ＯＩＥで③の勧告がなされたことを承知していたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
⑦　その他
記入欄：勧告当時担当でなかったため

(5)　日本では、輸入条件として、加熱処理条件を課す措置を講じたが、さらに国内において肉骨粉の反芻動物用飼料への法的な利用禁止措置を取るべきと考えたか否か。
ア　はい。
⑦　いいえ。
ウ　その他
記入欄：

(5)-2　アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(5)-3　イの場合、その理由
(5)-4　ウの場合、その理由
記入欄：輸入規制時に国内への侵入防止が図られ、また国内は清浄であると考えられたため。

(6)　肉骨粉の反芻動物への給与をしないようにとの行政指導について、関係者へ周知徹底する必要があると考えたか否か。
⑦　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他
記入欄：

(6)-2　アの場合、(7)へ。
(6)-3　イの場合、その理由
(6)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

(7)　実際に、当該行政指導の周知徹底を行ったか否か。
⑦　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他
記入欄：

(7)-2　アの場合、(8)へ。
(7)-3　イの場合、その理由
(7)-4　ウの場合、その理由
記入欄：

(8)　当該行政指導の周知について、誰に対してどのようなことを行ったのか。
記入欄：
○行政：
都道府県への通知。

○飼料メーカー：
全国団体への通知

○農家：
家畜保健衛生所、家畜畜産物衛生指導協会による
パンフレット等の配布

○その他：

(9) 英国以外の国からの肉骨粉の輸入について、加熱処理条件の強化ではなく、輸入禁止措置を取るべきと考えたか否か。
ア はい。
イ いいえ。
ウ その他

記入欄：

(9)-2 アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(9)-3 イの場合、その理由
(9)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
加熱処理条件の強化によって国内へのBSE侵入が防止できると考えられた。

(10) レンダリング業者の生産ラインが牛用と鶏・豚用とで共通であり、「交差汚染」の可能性があったと考えられるが、「交差汚染」の可能性の認識があったか否か。
ア はい。
イ いいえ。
ウ その他

記入欄：

(10)-2 アの場合、(11)へ。
(10)-3 イの場合、その理由
(10)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
国内へのBSEの侵入は防止できていると考えられたため

(11) 交差汚染を防止するために、何らかの措置を取るべきと考えたか否か。
ア はい。
イ いいえ。
ウ その他

記入欄：

(11)-2 アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(11)-3 イの場合、その理由
(11)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
国内へのBSEの侵入は防止できると考えられたため

(12) 特定危険部位（ＳＲＭ）について、英国では１９９７年から除去が義務づけられていたが（注：牛の特定臓器を人の食用に供してはならないとされたのは１９８９年）、特定危険部位の危険性の認識はあったか。
ア はい。
イ いいえ。
ウ その他

記入欄：

(12)-2 アの場合、(13)へ。
(12)-3 イの場合、その理由
(12)-4 ウの場合、その理由

記入欄：

(13) 特定危険部位の除去について、措置すべきと考えていたか否か。
ア はい。
イ いいえ。
ウ その他

記入欄：

(13)-2 アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(13)-3 イの場合、その理由
(13)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
BSE汚染国からの食肉の輸入は特定危険部位の除去を条件としていた。国内においては清浄国として認識しており、措置は原生省の管轄であるため、理由は不明である。

(14) 国内のレンダリングについて、加熱処理条件を課すことが必要と考えていたか否か。
ア はい。
イ いいえ。
ウ その他

記入欄：

(14)-2 アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(14)-3 イの場合、その理由
(14)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
輸出する場合は家畜衛生条件に従い加熱処理が必要であったが、国内で使用する場合、清浄国と認識していたため、BSEのための新たな加熱処理条件を課す必要はないと考えていた。

(15) 英国からの肉骨粉の輸入の停止、反芻動物への供与をしないようにとの行政指導等の対処方針を決めるに際し、研究者等の意見を聞く機会を持ったか否か。
ア はい。
イ いいえ。
ウ その他

記入欄：

(15)-2 アの場合、どのような形で聞いて、その意見についてどのように判断したか。
(15)-3 イの場合、その理由
(15)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
家畜衛生試験場との定期的又は不定期的な会議の場や専門家会議の場で聞いて、EUと同様の措置が必要と判断した。

(16) 英国からの肉骨粉の輸入の停止、反芻動物への供与をしないようにとの行政指導等の対処方針は、どのレベルまで上げて決定したか。
ア 大臣
イ 事務次官
ウ 畜産局長
エ 担当課長
オ その他

記入欄：
担当でないので承知していない

(16)-2　アの場合、その理由
(16)-3　イの場合、その理由
(16)-4　ウの場合、その理由
(16)-5　エの場合、その理由
(16)-6　オの場合、その理由

記入欄：
担当でないので詳細は承知していないが、当時大きな問題となっていたことから、侵入防止対策、蔓延対策については大臣まで説明されたと考えられる。

(17) 加熱処理条件が確実に履行されているかどうかの確認ついて、家畜衛生条件を締結した相手国の現地調査は必要と考えていたか否か。
(ア) はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(17)-2　アの場合、(18)へ。
(17)-3　イの場合、その理由
(17)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

(18)　実際に現地調査が行われたか否か。
ア　はい。
(イ) いいえ。（締結時）
ウ　その他

記入欄：

(18)-2　アの場合、現地調査の内容
(18)-3　イの場合、その理由
(18)-4　ウの場合、その理由

記入欄：
家畜衛生条件は政府間の取り決めであることから、特別の事情（施設要件、人的要件等の遵守が必要な場合等）がない限り、条件締結時における現地調査は必要ないが、遵守状況についての定期的な調査は必要である。

質問４　［１９９７年８月以降の担当を対象］

在職時点におけるご認識とお考えについて、以下にお答えください。

(1) ＥＵのステータス評価に対する対応について、我が国は評価を受けるという対処方針を決めたのか。
(ア) はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(1)-2　アの場合、(2)、(3)、(4)へ
(1)-3　イの場合、その理由
(1)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

(2) いつ決めたか。
記入欄：
97年11月

(3) ＥＵのステータス評価に対する対応について、我が国は評価を受けるという対処方針を決めるに際し、研究者等の意見を聞く機会を持ったか否か。
ア　はい。
(イ) いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(3)-2 アの場合、どのような形で聞いて、その意見についてどのように判断したか。
(3)-3　イの場合、その理由
(3)-4　ウの場合、その理由

記入欄：
97年11月のEUへの申し入れは、EUへの輸出規制を阻止するための緊急的対応であったため。

(4) ＥＵのステータス評価に対する対応について、我が国は評価を受けるという対処方針は、どのレベルまで上げて決定したか。
ア　大臣
イ　事務次官
ウ　畜産局長
エ　担当課長
(オ) その他

記入欄：
記憶していないが、局長までの判断は仰いだかと思われる。

(4)-2　アの場合、その理由
(4)-3　イの場合、その理由
(4)-4　ウの場合、その理由
(4)-5　エの場合、その理由
(4)-6　オの場合、その理由

記入欄：
記憶が定かでないが、EUの輸出規制対象物が広範囲であったので、とりまとめの部署が担当部署を[illegible]っていたと思われる。

(5) ２０００年７月にＥＵ委員会の科学運営委員会（ＳＳＣ）が、ＢＳＥの地理的リスク（ＧＢＲ）に関する最終的見解を採択し、同年８月に公表されたが、当該ステータス評価に関する評価手法について、承知していたか否か。
ア　はい。
(イ) いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(6) 当該方法とＯＩＥのステータス評価のアプローチが異なっていることを承知していたか否か。
ア　はい。
(イ) いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(7) ＥＵのステータス評価に対する対応について、我が国の評価を行わないよう要請（２００１年６月）するという対処方針を決めるに際し、研究者等の意見を聞く機会を持ったか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
(ウ) その他

記入欄：
担当でないので承知していない。

(7)-2 アの場合、どのような形で聞いて、その意見についてどのように判断したか。
(7)-3 イの場合、その理由
(7)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
担当でないので承知していない

(8) ＥＵのステータス評価に対する対応について、我が国の評価を行わないよう要請（２００１年６月）するという対処方針は、どのレベルまで上げて決定したか。
ア　大臣
イ　事務次官
ウ　生産局長
エ　担当課長
(オ) その他

記入欄：
担当でないので承知していない。

(8)-2 アの場合、その理由
(8)-3 イの場合、その理由
(8)-4 ウの場合、その理由
(8)-5 エの場合、その理由
(8)-6 オの場合、その理由

記入欄：
担当でないので承知していない。

質問５　これまでの質問について、在職期間中、厚生労働省との連携を図っていたか否か。

(ア) 図った。
イ　図らなかった。
ウ　その他

記入欄：

(5)-2 アの場合、その連携の内容
(5)-3 イの場合、その理由
(5)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
反芻獣動物由来物質の動物用医薬品への使用規制

質問６　質問１から質問４のそれぞれ該当するものについて、前任者からの引継について。

(1) 引継の有無
(ア) はい。(2)へ。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(2) ①　引継の方法
(ア) 直接前任者から説明を受けることにより引き継いだ。
イ　その他の方法により引き継いだ。

記入欄：

②　引継内容
記入欄：
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律に関連した
豚疫防疫対策要綱の策定

質問７　質問１から質問４のそれぞれ該当するものについて、後任者への引継について。

(1) 引継の有無
ア　はい。(2)へ。
(イ)　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(2) ①　引継の方法
ア　直接後任者へ説明することにより引き継いだ。
イ　その他の方法により引き継いだ。

記入欄：

②　引継内容
記入欄：

質問８　我が国においてＢＳＥが発生する以前の認識について。

(1) ＢＳＥ発生についての懸念を有していたか。
ア　はい。(2)へ。
(イ)　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(2) いつの時点で、何によって、そのような懸念を持ったか。
記入欄：

質問９　我が国にＢＳＥが発生したことについて。

(1) そのことについてどうお考えですか。
記入欄：
家畜衛生機構が発達している我が国に発生が認められた事に当惑している。
ＢＳＥに関して不明な点が多いこと、生前での診断が可能であること、が適確な侵入防止対策を講じることができなかった一因と考えられるが、あらゆる危険性を考慮に入れた防除対策の検討をおこなうことが必要である。

(2) 今回のことを教訓にして、今後、同じような事態が生じないようにするにはどのような対応をすべきと考えるか、また、その場合の留意事項について提言してください。（どの時点で、誰が、どのように対応すべきだったか。厚生労働省との連携はどのようにすべきだったか。）
記入欄：
新しい疾病が発生した場合、とくに人畜共通の場合は、我が国における危険度評価を関係省庁と共同で実施し、共通の認識の下にあらゆる危険防止対策を検討する必要があったと考える。
関係省庁、関係機関の連携がなく、別々に対応していたことが対策を遅延させた一因と思われる。

質問１０　その他自由にお書きください。

記入欄：
遅発性感染症の場合、その防除対策に対する効果が明確にならないため、発生国以外ではあらゆる危険性を考慮に入れた防除対策（規制措置）を講じることが難しい面がある。
多くの関係省庁が関与する必要がある場合や人の生命に危害が及ぶ可能性のある事態に適確に対処していくためには、法律的な裏付けの下に各省庁の連絡調整や関係省庁への勧告ができる部署の設置が必要と思われる。

（別紙４）

〈調査票〉

当時の役職	１局長・部長・審議官	②課長・室長	３左記以外

記載要領：

1　調査票の質問事項のうち、質問１から４までについては、在職時期に応じて該当する質問に回答してください。

１９９０年７月～１９９１年３月　→　質問１
１９９１年４月～１９９６年３月　→　質問２
１９９６年４月～１９９７年７月　→　質問３
○１９９７年８月～２００１年８月　→　質問３及び４

質問５から１０までについては、すべての方がお答えください。

2　質問に対する回答は、下記の例のとおり、該当する記号に○印を付けてください。「ウ　その他」の場合等、内容を記入が必要な場合には、記号に○印を付した上で、（　）で示される記入欄にご記入ください。

（例１）
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

（例２）
ア　はい。
イ　いいえ。
○　その他

記入欄：○○○○○。

質問３　［１９９６年４月以降の担当を対象］

農林水産省は、１９９６年３月のＥＵの措置（英国からの生体牛、牛精液、受精卵、肉、肉骨粉等について、加盟国及び第三国への輸出を禁止）、９６年４月のＷＨＯ勧告等を踏まえ、英国からの肉骨粉の輸入の停止、反芻動物への給与をしないようにとの行政指導を行った。

一方、諸外国においては、

①　１９９７年８月に、米国は、大部分のほ乳動物由来のタンパク質について、牛その他の反芻動物への給与を禁止

②　同年１０月に、豪州は、反芻動物由来の肉骨粉について、反芻動物への給与を禁止

との措置が取られ、また、

③　同年にＯＩＥの国際動物衛生規約付表３．６．３「伝染性海綿状脳症因子の不活化処理」において、「伝染性海綿状脳症因子の不活化するため」の処理として、「生材料については、湿熱１３３℃以上の温度で、２０分、３気圧の加熱処理を行うこと」等を規定した。（別添２）

以上を踏まえ、在職時点におけるご認識とお考えについて、以下にお答えください。

(1)　９６年４月のＷＨＯ勧告があったことを承知していたか否か。
ア　はい。(2)へ。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(2)　どのようにして入手したか。

記入欄：
96年4月8日の海綿状脳症に関する検討会で説明があったと記憶

(3)　在職期間中、米、豪などで①及び②のような法律的措置が取られたことを承知していたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(4)在職期間中、ＯＩＥで③の勧告がなされたことを承知していたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(5)　日本では、輸入条件として、加熱処理条件を課す措置を講じたが、さらに国内において肉骨粉の反芻動物用飼料への法的な利用禁止措置を取るべきと考えたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(5)-2　アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(5)-3　イの場合、その理由
(5)-4　ウの場合、その理由

記入欄：
当面は緊急的に通達で使用を禁じ、後刻公式の手続きを経て法的な措置を講ずるものと理解していた。

(6)　肉骨粉の反芻動物への給与をしないようにとの行政指導について、関係者へ周知徹底する必要があると考えたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(6)-2　アの場合、(7)へ。
(6)-3　イの場合、その理由
(6)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

(7)　実際に、当該行政指導の周知徹底を行ったか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(7)-2　アの場合、(8)へ。
(7)-3　イの場合、その理由
(7)-4　ウの場合、その理由

記入欄：
96～97年当時は当該事案に係る権限を有していないので、自から指導等の行為は実施していない。
なお、本件指導に係る周知徹底は、当該事業者の所在地の都道府県の衛生所が、飼料製造業者等へは、飼料検査所等が実施したと考えている。

(8)　当該行政指導の周知について、誰に対してどのようなことを行ったのか。

記入欄：
○行政：

○飼料メーカー：

○農家：

○その他：

(9) 英国以外の国からの肉骨粉の輸入について、加熱処理条件の強化ではなく、輸入禁止措置を取るべきと考えたか否か。
ア はい。
(イ) いいえ。
ウ その他

記入欄：

(9)-2 アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(9)-3 イの場合、その理由
(9)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
MBMの貿易上の取扱に関する基準がOIEで定められており、これに準拠することが適当と考えた。

(10) レンダリング業者の生産ラインが牛用と豚・豚用とで共通であり、「交差汚染」の可能性があったと考えられるが、「交差汚染」の可能性の認識があったか否か。
ア はい。
(イ) いいえ。
ウ その他

記入欄：

(10)-2 アの場合、(11)へ。
(10)-3 イの場合、その理由
(10)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
レンダリングで牛、豚等がともに処理されていても国内にBSEの発生はなく、緊急に措置する必要は感じていなかった。なお、2000年暮れ以降の口内ステータス特定評価の後は、何らかの対応を考える必要を感じた。

(11) 交差汚染を防止するために、何らかの措置を取るべきと考えたか否か。
ア はい。
イ いいえ。
ウ その他

記入欄：

(11)-2 アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(11)-3 イの場合、その理由
(11)-4 ウの場合、その理由

記入欄：

(12) 特定危険部位（ＳＲＭ）について、英国では１９９７年から除去が義務づけられていたが（注：牛の特定臓器を人の食用に供してはならないとされたのは１９８９年）、特定危険部位の危険性の認識はあったか。
(ア) はい。
イ いいえ。
ウ その他

記入欄：

(12)-2 アの場合、(13)へ。
(12)-3 イの場合、その理由
(12)-4 ウの場合、その理由

記入欄：

(13) 特定危険部位の除去について、措置すべきと考えていたか否か。
(ア) はい。
イ いいえ。
ウ その他

記入欄：

(13)-2 アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(13)-3 イの場合、その理由
(13)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
我が国にBSEの発生がないことに加え、SRMは回腸を除けば国内でそれらを食する習慣はなく特段の措置の必要性は考えていなかった。

(14) 国内のレンダリングについて、加熱処理条件を緩すことが必要と考えていたか否か。
ア はい。
イ いいえ。
(ウ) その他

記入欄：

(14)-2 アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(14)-3 イの場合、その理由
(14)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
我が国にBSEの発生がないこと、レンダリング業界の処理実態を承知していなかったことから、2000年暮れ(以降)までは必要と考えていなかった。
なお、2000年末以降、国内独自ステータス評価作業等を通じて、更なる対応の必要を感じた。

(15) 英国からの肉骨粉の輸入の停止、反芻動物への供与をしないようにとの行政指導等の対処方針を決めるに際し、研究者等の意見を聞く機会を持ったか否か。
(ア) はい。
イ いいえ。
ウ その他

記入欄：

(15)-2 アの場合、どのような形で聞いて、その意見についてどのように判断したか。
(15)-3 イの場合、その理由
(15)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
海綿状脳症に関する検討会が開催されたほか、各種の専門家の講演等で知識を仕入れた。

(16) 英国からの肉骨粉の輸入の停止、反芻動物への供与をしないようにとの行政指導等の対処方針は、どのレベルまで上げて決定したか。
ア 大臣
イ 事務次官
ウ 畜産局長
エ 担当課長
(オ) その他

記入欄：

(16)-2 アの場合、その理由
(16)-3 イの場合、その理由
(16)-4 ウの場合、その理由
(16)-5 エの場合、その理由
(16)-6 オの場合、その理由

記入欄：
獣医師の職務権限を有しておらず、具体的には承知していない。　ただし、輸入検疫における実質的輸入禁止措置は衛生課長の指示で緊急的実施し得るものであるが、通常は畜産局長に報告、了解を得る旨も承知。

(17) 加熱処理条件が確実に履行されているかどうかの確認ついて、家畜衛生条件を締結した相手国の現地調査は必要と考えていたか否か。
ア はい。
(イ) いいえ。
ウ その他

記入欄：

(17)-2 アの場合、(18)へ。
(17)-3 イの場合、その理由
(17)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
輸出国政府が責任をもって、調査の上、確認、証明行為が行われているものと考えていた。

(18) 実際に現地調査が行われたか否か。
ア はい。
イ いいえ。
ウ その他

記入欄：

(18)-2 アの場合、現地調査の内容
(18)-3 イの場合、その理由
(18)-4 ウの場合、その理由

記入欄：

質問4．［１９９７年８月以降の担当を対象］

在職時点におけるご認識とお考えについて、以下にお答えください。

(1) ＥＵのステータス評価に対する対応について、我が国は評価を受けるという対処方針を決めたのか。
(ア) はい。
イ いいえ。
ウ その他

記入欄：

(1)-2 アの場合、(2)、(3)、(4)へ
(1)-3 イの場合、その理由
(1)-4 ウの場合、その理由

記入欄：

(2) いつ決めたか。
記入欄：
1999年夏前と記憶。

(3) ＥＵのステータス評価に対する対応について、我が国は評価を受けるという対処方針を決めるに際し、研究者等の意見を聞く機会を持ったか否か。
ア はい。
イ いいえ。
(ウ) その他

記入欄：
当時は、畜産局外に勤務し、評価の取扱を決定するプロセスに関与していなかった。

(3)-2 アの場合、どのような形で聞いて、その意見についてどのように判断したか。
(3)-3 イの場合、その理由
(3)-4 ウの場合、その理由

記入欄：

(4) ＥＵのステータス評価に対する対応について、我が国は評価を受けるという対処方針は、どのレベルまで上げて決定したか。
ア 大臣
イ 事務次官
ウ 畜産局長
エ 担当課長
(オ) その他

記入欄：
承知していない。

(4)-2 アの場合、その理由
(4)-3 イの場合、その理由
(4)-4 ウの場合、その理由
(4)-5 エの場合、その理由
(4)-6 オの場合、その理由

記入欄：
対処方針の決定に関与していない。
ＥＵステータス評価を受ける旨及びデータのＥＵ側への送達には関与。

(5) ２０００年７月にＥＵ委員会の科学運営委員会（ＳＳＣ）が、ＢＳＥの地理的リスク（ＧＢＲ）に関する最終的見解を採択し、同年８月に公表されたが、当該ステータス評価に関する評価手法について、承知していたか否か。
(ア) はい。
イ いいえ。
ウ その他

記入欄：

(6) 当該方法とＯＩＥのステータス評価のアプローチが異なっていることを承知していたか否か。
(ア) はい。
イ いいえ。
ウ その他

記入欄：

(7) ＥＵのステータス評価に対する対応について、我が国の評価を行わないよう要請（２００１年６月）するという対処方針を決めるに際し、研究者等の意見を聞く機会を持ったか否か。
ア はい。
イ いいえ。
(ウ) その他

記入欄：
承知していない。

(7)-2 アの場合、どのような形で聞いて、その意見についてどのように判断したか。
(7)-3 イの場合、その理由
(7)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
2001年4月に、畜産部外へ異動し、本件には関与していない。

(8) ＥＵのステータス評価に対する対応について、我が国の評価を行わないよう要請（２００１年６月）するという対処方針は、どのレベルまで上げて決定したか。
ア 大臣
イ 事務次官
ウ 生産局長
エ 担当課長
(オ) その他

記入欄：
承知していない。

(8)-2 アの場合、その理由
(8)-3 イの場合、その理由
(8)-4 ウの場合、その理由
(8)-5 エの場合、その理由
(8)-6 オの場合、その理由

記入欄：
2001年4月に畜産部外に異動したため。

質問５　これまでの質問について、在職期間中、厚生労働省との連携を図っていたか否か。

(ア) 図った。
イ 図らなかった。
ウ その他

記入欄：

(5)-2 アの場合、その連携の内容
(5)-3 イの場合、その理由
(5)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
情報の共有と対応に関する事前の協議と通知。

質問６　質問１から質問４のそれぞれ該当するものについて、前任者からの引継について。

(1) 引継の有無
(ア) はい。(2)へ。
イ いいえ。
ウ その他

記入欄：

(2) ① 引継の方法
ア 直接前任者から説明を受けることにより引き継いだ。
(イ) その他の方法により引き継いだ。

記入欄：
担当課長補佐より、経過、対処方針等について説明を受けた。（引継文書あり）

② 引継内容
記入欄：
各事項の内容、経緯、対処方針、課題等。

質問７　質問１から質問４のそれぞれ該当するものについて、後任者への引継について。

(1) 引継の有無
(ア) はい。(2)へ。
イ いいえ。
ウ その他

記入欄：

(2) ① 引継の方法
ア 直接後任者へ説明することにより引き継いだ。
(イ) その他の方法により引き継いだ。

記入欄：担当者に引継資料の作成を要請。

② 引継内容
記入欄：
負肉 6に同じ

質問８　我が国においてＢＳＥが発生する以前の認識について。

(1) ＢＳＥ発生についての懸念を有していたか。
(ア) はい。(2)へ。
イ いいえ。
ウ その他

記入欄：

(2) いつの時点で、何によって、そのような懸念を持ったか。
記入欄：
2000年11月以降の欧州各国における発生状況
と、それら各国とのMBM等の貿易実態の調査等により
発生の可能性はゼロではないと認識
（極めて低率ではあるもの）

質問９　我が国にＢＳＥが発生したことについて。

(1) そのことについてどうお考えですか。
記入欄：
家畜防疫の担当者としてBSEの侵入防止のための
検疫措置については国際基準に則して、適切に講じ
てきたと考えていたことから、非常な驚きを感じた。

(2) 今回のことを教訓にして、今後、同じような事態が生じないようにするにはどのような対応をすべきと考えるか、また、その場合の留意事項について提言してください。（どの時点で、誰が、どのように対応すべきだったか。厚生労働省との連携はどのようにすべきだったか。）
記入欄：
口蹄疫に続いて、飼料を媒介とすることが疑われる
BSEの国内への侵入があった訳で、家畜衛生行政と
飼料行政が、別個の課で所管され、情報の共有
等は図られているものの、施策判断が別個に行われ
てきている。　衛生部門からの流通飼料業界のガ
バナンス業界の実態把握等をより積極的に行う
ことが必要であったかも知れない。

質問１０　その他自由にお書きください。

記入欄：

（別紙４）

〈調査票〉

当時の役職	①局長・部長・審議官	②課長・室長	③左記以外

記載要領：

1　調査票の質問事項のうち、質問１から４までについては、在職時期に応じて該当する質問に回答してください。

１９９０年７月～１９９１年３月　→　質問１
１９９１年４月～１９９６年３月　→　質問２
１９９６年４月～１９９７年７月　→　質問３
○１９９７年８月～２００１年８月　→　質問３及び４

質問５から１０までについては、すべての方がお答えください。

2　質問に対する回答は、下記の例のとおり、該当する記号に○印を付けてください。「ウ　その他」の場合等、内容を記入が必要な場合には、記号に○印を付した上で、（　）で示される記入欄にご記入ください。

（例１）
◎　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

（例２）
ア　はい。
イ　いいえ。
◎　その他

記入欄：○○○○○。

質問３　［１９９６年４月以降の担当を対象］

農林水産省は、１９９６年３月のＥＵの措置（英国からの生体牛、牛精液、受精卵、肉、肉骨粉等について、加盟国及び第三国への輸出を禁止）、９６年４月のＷＨＯ勧告等を踏まえ、英国からの肉骨粉の輸入の停止、反芻動物への給与をしないようにとの行政指導を行った。

一方、諸外国においては、

①　１９９７年８月に、米国は、大部分の ほ乳動物由来のタンパク質について、牛その他の反芻動物への給与を禁止
②　同年１０月に、豪州は、反芻動物由来の肉骨粉について、反芻動物への給与を禁止

との措置が取られ、また、

③　同年にＯＩＥの国際動物衛生規約付表３．６．３「伝染性海綿状脳症因子の不活化処理」において、「伝染性海綿状脳症因子の不活化するため」の処理として、「生材料については、湿熱１３３℃以上の温度で、２０分、３気圧の加熱処理を行うこと」等を規定した。（別添２）

以上を踏まえ、在職時点におけるご認識とお考えについて、以下にお答えください。

(1)　９６年４月のＷＨＯ勧告があったことを承知していたか否か。
ア　はい。(2)へ。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(2)　どのようにして入手したか。

記入欄：

(3)　在職期間中、米、豪などで①及び②のような法律的措置が取られたことを承知していたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(4)在職期間中、ＯＩＥで③の勧告がなされたことを承知していたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(5)　日本では、輸入条件として、加熱処理条件を課す措置を講じたが、さらに国内において肉骨粉の反芻動物用飼料への法的な利用禁止措置を取るべきと考えたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(5)-2　アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(5)-3　イの場合、その理由
(5)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

(6)　肉骨粉の反芻動物への給与をしないようにとの行政指導について、関係者へ周知徹底する必要があると考えたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(6)-2　アの場合、(7)へ。
(6)-3　イの場合、その理由
(6)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

(7)　実際に、当該行政指導の周知徹底を行ったか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(7)-2　アの場合、(8)へ。
(7)-3　イの場合、その理由
(7)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

(8)　当該行政指導の周知について、誰に対してどのようなことを行ったのか。

記入欄：
○行政：

○飼料メーカー：

○農家：

○その他：

(9) 英国以外の国からの肉骨粉の輸入について、加熱処理条件の強化ではなく、輸入禁止措置を取るべきと考えたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(9)-2　アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(9)-3　イの場合、その理由
(9)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

(10) レンダリング業者の生産ラインが牛用と豚・豚用とで共通であり、「交差汚染」の可能性があったと考えられるが、「交差汚染」の可能性の認識があったか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(10)-2　アの場合、(11)へ。
(10)-3　イの場合、その理由
(10)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

(11) 交差汚染を防止するために、何らかの措置を取るべきと考えたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(11)-2　アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(11)-3　イの場合、その理由
(11)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

(12) 特定危険部位（ＳＲＭ）について、英国では１９９７年から除去が義務づけられていたが（注：牛の特定臓器を人の食用に供してはならないとされたのは１９８９年）、特定危険部位の危険性の認識はあったか。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(12)-2　アの場合、(13)へ。
(12)-3　イの場合、その理由
(12)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

(13) 特定危険部位の除去について、措置すべきと考えていたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(13)-2　アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(13)-3　イの場合、その理由
(13)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

(14) 国内のレンダリングについて、加熱処理条件を課すことが必要と考えていたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(14)-2　アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(14)-3　イの場合、その理由
(14)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

(15) 英国からの肉骨粉の輸入の停止、反芻動物への供与をしないようにとの行政指導等の対処方針を決めるに際し、研究者等の意見を聞く機会を持ったか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(15)-2 アの場合、どのような形で聞いて、その意見についてどのように判断したか。
(15)-3　イの場合、その理由
(15)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

(16) 英国からの肉骨粉の輸入の停止、反芻動物への供与をしないようにとの行政指導等の対処方針は、どのレベルまで上げて決定したか。
ア　大臣
イ　事務次官
ウ　畜産局長
エ　担当課長
オ　その他

記入欄：

(16)-2　アの場合、その理由
(16)-3　イの場合、その理由
(16)-4　ウの場合、その理由
(16)-5　エの場合、その理由
(16)-6　オの場合、その理由

記入欄：

(17) 加熱処理条件が確実に履行されているかどうかの確認ついて、衛生条件を締結した相手国の現地調査は必要と考えていたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(17)-2　アの場合、(18)へ。
(17)-3　イの場合、その理由
(17)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

(18)　実際に現地調査が行われたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(18)-2　アの場合、現地調査の内容
(18)-3　イの場合、その理由
(18)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

質問４　［１９９７年８月以降の担当を対象］

在職時点におけるご認識とお考えについて、以下にお答えください。

(1)　ＥＵのステータス評価に対する対応について、我が国は評価を受けるという対処方針を決めたのか。
ア　はい。
イ　いいえ。
(ウ)　その他

記入欄：
対処方針を決める時点では在職しておらず回答可能な立場にないため

(1)-2　アの場合、(2)、(3)、(4)へ
(1)-3　イの場合、その理由
(1)-4　ウの場合、その理由

記入欄：
(1)のウの記入欄に同じ

(2)　いつ決めたか。

記入欄：

(3) ＥＵのステータス評価に対する対応について、我が国は評価を受けるという対処方針を決めるに際し、研究者等の意見を聞く機会を持ったか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(3)-2 アの場合、どのような形で聞いて、その意見についてどのように判断したか。
(3)-3　イの場合、その理由
(3)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

(4)　ＥＵのステータス評価に対する対応について、我が国は評価を受けるという対処方針は、どのレベルまで上げて決定したか。
ア　大臣
イ　事務次官
ウ　畜産局長
エ　担当課長
オ　その他

記入欄：

(4)-2　アの場合、その理由
(4)-3　イの場合、その理由
(4)-4　ウの場合、その理由
(4)-5　エの場合、その理由
(4)-6　オの場合、その理由

記入欄：

(5)　２０００年７月にＥＵ委員会の科学運営委員会（ＳＳＣ）が、ＢＳＥの地理的リスク（ＧＢＲ）に関する最終的見解を採択し、同年８月に公表されたが、当該ステータス評価に関する評価手法について、承知していたか否か。
(ア)　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(6) 当該方法とＯＩＥのステータス評価のアプローチが異なっていることを承知していたか否か。
㋐ はい。
イ いいえ。
ウ その他

記入欄：

(7) ＥＵのステータス評価に対する対応について、我が国の評価を行わないよう要請（２００１年６月）するという対処方針を決めるに際し、研究者等の意見を聞く機会を持ったか否か。
ア はい。
イ いいえ。
㋒ その他

記入欄：
会議を行うのは適当な時期でない。

(7)-2 アの場合、どのような形で聞いて、その意見についてどのように判断したか。
(7)-3 イの場合、その理由
(7)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
結論は出ていないが（会議開催時期は）相当していない時期であり回答する立場でないため

(8) ＥＵのステータス評価に対する対応について、我が国の評価を行わないよう要請（２００１年６月）するという対処方針は、どのレベルまで上げて決定したか。
㋐ 大臣
イ 事務次官
ウ 生産局長
エ 担当課長
オ その他

記入欄：

(8)-2 アの場合、その理由
(8)-3 イの場合、その理由
(8)-4 ウの場合、その理由
(8)-5 エの場合、その理由
(8)-6 オの場合、その理由

記入欄：
重要案件であるため

質問５ これまでの質問について、在職期間中、厚生労働省との連携を図っていたか否か。

㋐ 図った。
イ 図らなかった。
ウ その他

記入欄：

(5)-2 アの場合、その連携の内容
(5)-3 イの場合、その理由
(5)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
・EUが行ってきたステータス評価において必要な事項については技術検討会等でもその都度協議を行い、特にアクティブサーベイランスについてはより強化を図ることとしてきた。その実施に当たっては厚生労働省側の協力を得るべく連絡・通知等を行ってきた。
・我が国の評価を行わないようEU側に要請するに際し、厚生労働省の了解を得ている。

質問６ 質問１から質問４のそれぞれ該当するものについて、前任者からの引継について。

(1) 引継の有無
㋐ はい。(2)へ。
イ いいえ。
ウ その他

記入欄：

(2) ① 引継の方法
㋐ 直接前任者から説明を受けることにより引き継いだ。
イ その他の方法により引き継いだ。

記入欄：

② 引継内容
記入欄：
ステータス評価に係る交渉の経緯と現状について

質問７　質問１から質問４のそれぞれ該当するものについて、後任者への引継について。

(1) 引継の有無
㋐ はい。(2)へ。
イ いいえ。
ウ その他

記入欄：

(2) ① 引継の方法
㋐ 直接後任者へ説明することにより引き継いだ。
イ その他の方法により引き継いだ。

記入欄：

② 引継内容
記入欄：
ステータス協議に係る取組の経緯と現状

質問８　我が国においてＢＳＥが発生する以前の認識について。

(1) ＢＳＥ発生についての懸念を有していたか。
ア はい。(2)へ。
イ いいえ。
ウ その他

記入欄：

(2) いつの時点で、何によって、そのような懸念を持ったか。
記入欄：

質問９　我が国にＢＳＥが発生したことについて。

(1) そのことについてどうお考えですか。
記入欄：
我が国は英国等のBSEの発生状況、諸外国の防疫対応（特にBSEについては英国等）の把握に努めながら、必要に応じて研究者等の意見を求めつつ我が国の輸入検疫を中心とした防疫措置の強化を図ってきたところであるが、このような中でBSEが発生し（BSE発生）たことは極めて残念なことである。
原因究明については各国のBSE原因究明の状況や他の疾病の原因究明と同様難しい問題があるが、その結果を待たざるを得ない。
本病防疫は侵入のリスク（輸入検疫）、暴露のリスク、増幅防止等それぞれの段階でリスクの低減が図られることとなるが、特に前二者については、その指導等の徹底は必要となるが、もう一つのハザードについては国内の疾病の防疫の例からは徹底が必要となる。
なお、これまでも野外で神経症状を呈していた牛等については家畜保健衛生所が[illegible]的に病性鑑定をしてきたこと、今回の発生例については当初はその対象を確認して検査を実施した中で確認できたことも考慮すると、[illegible]早い段階での摘発ではなかったかと思料される。
ただ、この場合も、と畜場での検査ではなく、全ての牛の家畜衛生サイドでの摘発であったことは、[illegible]がどのように評価しているかについて[illegible]検証される[illegible]。（[illegible]）[illegible]

(2) 今回のことを教訓にして、今後、同じような事態が生じないようにするにはどのような対応をすべきと考えるか、また、その場合の留意事項について提言してください。（どの時点で、誰が、どのように対応すべきだったか。厚生労働省との連携はどのようにすべきだったか。）
記入欄：
防疫措置の強化。
BSEステータス評価（[illegible]）を行い、その結果をもとに高リスク国[illegible]厳しい措置を講ずる。
BSEについても[illegible]同様の措置[illegible]（[illegible]の大化[illegible]）。
情報収集体制の強化。
オーストラリア等の[illegible]的確な衛生情報収集体制の確保。
厚生労働省との連携の強化。
今般の発生に伴う初期の混乱の[illegible]、[illegible]と食品[illegible]と[illegible]危機管理[illegible]と[illegible]していくことが重要と考える。
マスコミに対する理解への取組み。
国民の本病防疫についての冷静な理解と対応に当たってはマスコミを通じて行うことが大きなウェイトを占めることになる。その意味からもマスコミ関係者が冷静に対応していくため情報の提供のあり方について研究していく必要がある。

質問１０　その他自由にお書きください。

記入欄：

（別紙４）

〈調査票〉

当時の役職	１局長・部長・審議官	②課長・室長	３左記以外

記載要領：

1　調査票の質問事項のうち、質問１から４までについては、在職時期に応じて該当する質問に回答してください。

１９９０年７月～１９９１年３月　→　質問１
１９９１年４月～１９９６年３月　→　質問２
１９９６年４月～１９９７年７月　→　質問３
○１９９７年８月～２００１年８月　→　質問３及び４

質問５から１０までについては、すべての方がお答えください。

2　質問に対する回答は、下記の例のとおり、該当する記号に○印を付けてください。「ウ　その他」の場合等、内容を記入が必要な場合には、記号に○印を付した上で、（　）で示される記入欄にご記入ください。

（例１）
㋐　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

（例２）
ア　はい。
イ　いいえ。
㋒　その他

記入欄：○○○○○。

質問３　［１９９６年４月以降の担当を対象］

農林水産省は、１９９６年３月のＥＵの措置（英国からの生体牛、牛精液、受精卵、肉、肉骨粉等について、加盟国及び第三国への輸出を禁止）、９６年４月のＷＨＯ勧告等を踏まえ、英国からの肉骨粉の輸入の停止、反芻動物への給与をしないようにとの行政指導を行った。

一方、諸外国においては、

①　１９９７年８月に、米国は、大部分のほ乳動物由来のタンパク質について、牛その他の反芻動物への給与を禁止

②　同年１０月に、豪州は、反芻動物由来の肉骨粉について、反芻動物への給与を禁止

との措置が取られ、また、

③　同年にＯＩＥの国際動物衛生規約付表３．６．３「伝染性海綿状脳症因子の不活化処理」において、「伝染性海綿状脳症因子の不活化するため」の処理として、「生材料については、温熱１３３℃以上の温度で、２０分、３気圧の加熱処理を行うこと」等を規定した。（別添２）

以上を踏まえ、在職時点におけるご認識とお考えについて、以下にお答えください。

(1)　９６年４月のＷＨＯ勧告があったことを承知していたか否か。
ア　はい。(2)へ。
㋑　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(2)　どのようにして入手したか。

記入欄：

(3)　在職期間中、米、豪などで①及び②のような法律的措置が取られたことを承知していたか否か。
ア　はい。
㋑　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(4) 在職期間中、ＯＩＥで③の勧告がなされたことを承知していたか否か。
ア　はい。
㋑　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(5)　日本では、輸入条件として、加熱処理条件を課す措置を講じたが、さらに国内において肉骨粉の反芻動物用飼料への法的な利用禁止措置を取るべきと考えたか否か。
ア　はい。
㋑　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(5)-2　アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(5)-3　イの場合、その理由
(5)-4　ウの場合、その理由

記入欄：
肉骨粉の反芻動物飼料への利用は、既に行政指導により禁止されており、当時、それで特段の問題は生じていなかった。また他課、他機関（厚生省、家畜衛生試験場、畜産試験場、肥飼料検査所）等からも法的禁止を求める指摘や行政指導の不備についての指摘はなかった。

他部局、局内　在職

(6)　肉骨粉の反芻動物への給与をしないようにとの行政指導について、関係者へ周知徹底する必要があると考えたか否か。
㋐　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(6)-2　アの場合、(7)へ。
(6)-3　イの場合、その理由
(6)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

(7)　実際に、当該行政指導の周知徹底を行ったか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
㋒　その他

記入欄：よく記憶はしていないが、担当班に対して、担当者会議等の場で周知徹底するよう指導したような気がする

(7)-2　アの場合、(8)へ。
(7)-3　イの場合、その理由
(7)-4　ウの場合、その理由

記入欄：
行政指導文書の存在は承知していた。しかし左職当時BSEについて特段の問題も生じていなかったため、行政指導がうまく機能していると思い念のため、きっちり周知しておくように、という程度の認識であった。

(8)　当該行政指導の周知について、誰に対してどのようなことを行ったのか。

記入欄：
○行政：

○飼料メーカー：

○農家：

○その他：

(9) 英国以外の国からの肉骨粉の輸入について、加熱処理条件の強化ではなく、輸入禁止措置を取るべきと考えたか否か。
ア はい。
(イ) いいえ。
ウ その他

記入欄：

(9)-2 アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(9)-3 イの場合、その理由
(9)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
一在駐
当時、国内ではBSEについて特段の問題は生じておらず、また海外においても大きな動きがあったとは承知していなかったため、従前の措置以上の措置を講じる必要性は考えなかった。

(10) レンダリング業者の生産ラインが牛用と鶏・豚用とで共通であり、「交差汚染」の可能性があったと考えられるが、「交差汚染」の可能性の認識があったか否か。
ア はい。
(イ) いいえ。
ウ その他

記入欄：

(10)-2 アの場合、(11)へ。
(10)-3 イの場合、その理由
(10)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
私自身についていえば、生産ラインについて詳しい知識はなかった。また、部下からも才三者からも、そのような問題があるとの指摘もなかった。

(11) 交差汚染を防止するために、何らかの措置を取るべきと考えたか否か。
ア はい。
(イ) いいえ。
ウ その他

記入欄：

(11)-2 アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(11)-3 イの場合、その理由
(11)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
(10)に対する解答と同じ

(12) 特定危険部位（SRM）について、英国では１９９７年から除去が義務づけられていたが（注：牛の特定臓器を人の食用に供してはならないとされたのは１９８９年）、特定危険部位の危険性の認識はあったか。
ア はい。
(イ) いいえ。
ウ その他

記入欄：

(12)-2 アの場合、(13)へ。
(12)-3 イの場合、その理由
(12)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
在駐
当時、BSEに関し、特段の問題も生じていなかったため、BSEについて詳しい勉強もしなかった。

(13) 特定危険部位の除去について、措置すべきと考えていたか否か。
ア はい。
(イ) いいえ。
ウ その他

記入欄：

(13)-2 アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(13)-3 イの場合、その理由
(13)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
特定危険部位について知識もなく、また食肉処理関係は私の課の所掌でもなかった。

(14) 国内のレンダリングについて、加熱処理条件を課すことが必要と考えていたか否か。
ア はい。
イ いいえ。
(ウ) その他

記入欄：
肉骨粉のサルモネラ汚染対策として加熱処理が必要と考えていた。

(14)-2 アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(14)-3 イの場合、その理由
(14)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
一在駐
当時、肉骨粉のサルモネラ汚染による鶏卵のサルモネラ汚染が大きな問題となっており、特に輸入肉骨粉の再加熱処理等の検討を行っていたが、BSE対策としての加熱処理は念頭になかった。

(15) 英国からの肉骨粉の輸入の停止、反芻動物への供与をしないようにとの行政指導等の対処方針を決めるに際し、研究者等の意見を聞く機会を持ったか否か。
ア はい。
イ いいえ。
(ウ) その他

記入欄：
対処方針を決めた時の担当ではないため回答できない。

(15)-2 アの場合、どのような形で聞いて、その意見についてどのように判断したか。
(15)-3 イの場合、その理由
(15)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
上記に同じ

(16) 英国からの肉骨粉の輸入の停止、反芻動物への供与をしないようにとの行政指導等の対処方針は、どのレベルまで上げて決定したか。
ア 大臣
イ 事務次官
ウ 畜産局長
エ 担当課長
(オ) その他

記入欄：
上記に同じ

(16)-2　アの場合、その理由
(16)-3　イの場合、その理由
(16)-4　ウの場合、その理由
(16)-5　エの場合、その理由
(16)-6　オの場合、その理由

記入欄：

上記に同じ

(17) 加熱処理条件が確実に履行されているかどうかの確認ついて、家畜衛生条件を締結した相手国の現地調査は必要と考えていたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(17)-2　アの場合、(18)へ。
(17)-3　イの場合、その理由
(17)-4　ウの場合、その理由

記入欄：
在職当時、BSEに関し特段の問題も生じていなかったため、現地調査についても念頭になかった。

(18)　実際に現地調査が行われたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(18)-2　アの場合、現地調査の内容
(18)-3　イの場合、その理由
(18)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

上記に同じ

質問４　［１９９７年８月以降の担当を対象］

在職時点におけるご認識とお考えについて、以下にお答えください。

(1)　ＥＵのステータス評価に対する対応について、我が国は評価を受けるという対処方針を決めたのか。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：
EUのステータス評価への対応は、私の在職時以降の出来事であり、回答できない

(1)-2　アの場合、(2)、(3)、(4)へ
(1)-3　イの場合、その理由
(1)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

上記に同じ

(2)　いつ決めたか。

記入欄：

(3) ＥＵのステータス評価に対する対応について、我が国は評価を受けるという対処方針を決めるに際し、研究者等の意見を聞く機会を持ったか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(3)-2 アの場合、どのような形で聞いて、その意見についてどのように判断したか。
(3)-3　イの場合、その理由
(3)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

(4)　ＥＵのステータス評価に対する対応について、我が国は評価を受けるという対処方針は、どのレベルまで上げて決定したか。
ア　大臣
イ　事務次官
ウ　畜産局長
エ　担当課長
オ　その他

記入欄：

(4)-2　アの場合、その理由
(4)-3　イの場合、その理由
(4)-4　ウの場合、その理由
(4)-5　エの場合、その理由
(4)-6　オの場合、その理由

記入欄：

(5)　２０００年７月にＥＵ委員会の科学運営委員会（ＳＳＣ）が、ＢＳＥの地理的リスク（ＧＢＲ）に関する最終的見解を採択し、同年８月に公表されたが、当該ステータス評価に関する評価手法について、承知していたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：
私の在職時以降のお事であり 回答できない

(6) 当該方法とＯＩＥのステータス評価のアプローチが異なっていることを承知していたか否か。
ア はい。
イ いいえ。
(ウ) その他

記入欄：
上記に同じ

(7) ＥＵのステータス評価に対する対応について、我が国の評価を行わないよう要請（２００１年６月）するという対処方針を決めるに際し、研究者等の意見を聞く機会を持ったか否か。
ア はい。
イ いいえ。
(ウ) その他

記入欄：
上記に同じ

(7)-2 アの場合、どのような形で聞いて、その意見についてどのように判断したか。
(7)-3 イの場合、その理由
(7)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
上記に同じ

(8) ＥＵのステータス評価に対する対応について、我が国の評価を行わないよう要請（２００１年６月）するという対処方針は、どのレベルまで上げて決定したか。
ア 大臣
イ 事務次官
ウ 生産局長
エ 担当課長
(オ) その他

記入欄：
上記に同じ

(8)-2 アの場合、その理由
(8)-3 イの場合、その理由
(8)-4 ウの場合、その理由
(8)-5 エの場合、その理由
(8)-6 オの場合、その理由

記入欄：
上記に同じ

質問５　これまでの質問について、在職期間中、厚生労働省との連携を図っていたか否か。

ア 図った。
(イ) 図らなかった。
ウ その他

記入欄：

(5)-2 アの場合、その連携の内容
(5)-3 イの場合、その理由
(5)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
在職当時、大臣に関し特段の問題は生じておらず、厚生省と連携する必要性もなかった。

質問６　質問１から質問４のそれぞれ該当するものについて、前任者からの引継について。

(1) 引継の有無
ア はい。(2)へ。
(イ) いいえ。
ウ その他

記入欄：

(2) ① 引継の方法
ア 直接前任者から説明を受けることにより引き継いだ。
イ その他の方法により引き継いだ。

記入欄：

② 引継内容
記入欄：

質問７　質問１から質問４のそれぞれ該当するものについて、後任者への引継について。

(1) 引継の有無
ア　はい。(2)へ。
(イ)　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(2) ①　引継の方法
ア　直接後任者へ説明することにより引き継いだ。
イ　その他の方法により引き継いだ。

記入欄：

②　引継内容
記入欄：

質問８　我が国においてＢＳＥが発生する以前の認識について。

(1) ＢＳＥ発生についての懸念を有していたか。
ア　はい。(2)へ。
(イ)　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(2) いつの時点で、何によって、そのような懸念を持ったか。
記入欄：

質問９　我が国にＢＳＥが発生したことについて。

(1) そのことについてどうお考えですか。
記入欄：
結果として非常に残念である。
行政に危機意識が足りなかったと言われれば、そうだったと反省せざるをえない。
しかし、BSE以外にも危険なものが多くあり、それらについて全て万全の対策がとられているわけでもない。また、予算や人員面からの制約があり、万全の対策が現実的に可能かといえば、そうは思われない。
今回のBSE発生は、食の安全を確保するということ契機とすべきと考える。
について、国民全体が考え直してみる
根本に立ち返って

(2) 今回のことを教訓にして、今後、同じような事態が生じないようにするにはどのような対応をすべきと考えるか、また、その場合の留意事項について提言してください。（どの時点で、誰が、どのように対応すべきだったか。厚生労働省との連携はどのようにすべきだったか。）
記入欄：
諸外国の動向をたえず情報収集し、その中で最も厳しい規制等を我が国でも採用していかないと、結果責任を問われることになるのではないか。
一方、規制等の対策に要するコスト等の負担と、その対策が及ぼすメリット・デメリットをどのように評価するかについて、具体的な手法を開発しないと、対策が非効率となることは避けられない。
難しい課題であると思う。

質問１０　その他自由にお書きください。

記入欄：

（別紙４）

〈調査票〉

当時の役職	1 局長・部長・審議官	2 課長・室長	③ 左記以外

記載要領：

1　調査票の質問事項のうち、質問１から４までについては、在職時期に応じて該当する質問に回答してください。

○１９９０年７月～１９９１年３月　→　質問１
　１９９１年４月～１９９６年３月　→　質問２
　１９９６年４月～１９９７年７月　→　質問３
　１９９７年８月～２００１年８月　→　質問３及び４

質問５から１０までについては、すべての方がお答えください。

2　質問に対する回答は、下記の例のとおり、該当する記号に○印を付けてください。「ウ　その他」の場合等、内容を記入が必要な場合には、記号に○印を付した上で、（　）で示される記入欄にご記入ください。

（例１）
◎　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他
↓
記入欄：

（例２）
ア　はい。
イ　いいえ。
◎　その他
↓
記入欄：○○○○○。

質問事項

質問１　［１９９０年７月～９１年３月の担当を対象］

１９９０年７月に農林水産省は、生きた牛について英国からの輸入を停止し、肉骨粉等について、英国からの輸入条件を強化する等の措置を講じた。

一方、１９９０年に行った英国に関する調査報告書によれば、英国においては、

①　１９８８年７月に反芻類動物由来の肉骨粉の加熱処理基準の変更指示及び当該肉骨粉の反芻類動物用飼料への利用禁止

②　１９８９年６月に牛の特定臓器について飼料原料とすることを禁止

している。

また、米国は、１９８９年に生きた反芻動物とその製品（肉、肉製品及び肉骨粉等）について、英国及びＢＳＥ発生国から輸入を禁止している。

以上を踏まえ、在職時点におけるご認識とお考えについて、以下にお答えください。

(1) 英国においてＢＳＥが発生していることを承知していたか否か。
(ア)　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他
↓
記入欄：

(2) ＢＳＥの発生原因がＢＳＥの病原因子を含む肉骨粉ではないかとの認識はあったか否か。
(ア)　はい。(3)へ。
イ　いいえ。
ウ　その他
↓
記入欄：
↓

(3) そのような認識を持つに至る情報は、どのようにして入手したのか。
記入欄：
技術会議主催のBSE説明会等の会議に出席して。

(4) 在職期間中、英国において上記①、②の措置を取っていることを承知していたか否か。
(ア)　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他
↓
記入欄：

(5) 日本では、輸入条件として、加熱処理条件を課す措置を講じたが、さらに国内において肉骨粉の反芻動物用飼料への利用禁止措置を取るべきと考えたか否か。
ア　はい。
(イ)　いいえ。
ウ　その他
↓
記入欄：

(5)-2　アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(5)-3　イの場合、その理由
(5)-4　ウの場合、その理由
↓
記入欄：
英国の場合、肉骨粉製造の際の加熱条件に問題があったとの認識があった。我国の場合、肉骨粉の加熱条件に問題がないと考えたため。

(6) 英国からの肉骨粉の輸入について、そもそも、加熱処理条件の強化ではなく、輸入禁止措置を取るべきと考えたか否か。
ア　はい。
(イ)　いいえ。
ウ　その他
↓
記入欄：

(6)-2　アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(6)-3　イの場合、その理由
(6)-4　ウの場合、その理由
↓
記入欄：（主な）
加熱処理によりBSEプリオンは失活化すると考えたため。

(7) 英国からの輸入条件を強化する等の対処方針を決めるに際し、研究者等の意見を聞く機会を持ったか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
(ウ)　その他
↓
記入欄：
わからない

(7)-2　アの場合、どのような形で聞いて、その意見についてどのように判断したか。
(7)-3　イの場合、その理由
(7)-4　ウの場合、その理由
↓
記入欄：
直接の担当ではなかったため

(8) 英国からの輸入条件を強化する等の対処方針は、どのレベルまで上げて決定したか。
ア　大臣
イ　事務次官
ウ　畜産局長
エ　担当課長
オ　その他
↓
記入欄：
わからない

(8)-2 アの場合、その理由
(8)-3 イの場合、その理由
(8)-4 ウの場合、その理由
(8)-5 エの場合、その理由
(8)-6 オの場合、その理由

記入欄：
直接の担当ではなかったため

(9) 加熱処理条件が確実に履行されているかどうかの確認ついて、家畜衛生条件を締結した相手国の現地調査は必要と考えていたか否か。
ア はい。
イ いいえ。
ウ その他

記入欄：
現地調査の認識なし

(9)-2 アの場合、(10)へ。
(9)-3 イの場合、その理由
(9)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
直接の担当ではなかったため

(10) 実際に現地調査が行われたか否か。
ア はい。
イ いいえ。
ウ その他

記入欄：

(10)-2 アの場合、現地調査の内容
(10)-3 イの場合、その理由
(10)-4 ウの場合、その理由

記入欄：

質問５ これまでの質問について、在職期間中、厚生労働省との連携を図っていたか否か。

ア 図った。
イ 図らなかった。
ウ その他

記入欄：

(5)-2 アの場合、その連携の内容
(5)-3 イの場合、その理由
(5)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
当時、BSEはヒトに感染するとは考えられていなかったため，

質問６ 質問１から質問４のそれぞれ該当するものについて、前任者からの引継について。

(1) 引継の有無
ア はい。(2)へ。
イ いいえ。
ウ その他

記入欄：

(2) ① 引継の方法
ア 直接前任者から説明を受けることにより引き継いだ。
イ その他の方法により引き継いだ。

記入欄：

② 引継内容
記入欄：

質問７　質問１から質問４のそれぞれ該当するものについて、後任者への引継について。

(1) 引継の有無
ア　はい。(2)へ。
(イ) いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(2) ①　引継の方法
ア　直接後任者へ説明することにより引き継いだ。
イ　その他の方法により引き継いだ。

記入欄：

②　引継内容
記入欄：

質問８　我が国においてＢＳＥが発生する以前の認識について。

(1) ＢＳＥ発生についての懸念を有していたか。
ア　はい。(2)へ。
(イ) いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(2) いつの時点で、何によって、そのような懸念を持ったか。
記入欄：

質問９　我が国にＢＳＥが発生したことについて。

(1) そのことについてどうお考えですか。
記入欄：
少なくとも米国並みの規制をしておけば
BSEの発生はなかったかもしれない。

(2) 今回のことを教訓にして、今後、同じような事態が生じないようにするにはどのような対応をすべきと考えるか、また、その場合の留意事項について提言してください。（どの時点で、誰が、どのように対応すべきだったか。厚生労働省との連携はどのようにすべきだったか。）
記入欄：

質問１０　その他自由にお書きください。

記入欄：

（別紙４）

〈調査票〉

当時の役職	１局長・部長・審議官	２課長・室長	③左記以外

記載要領：

1　調査票の質問事項のうち、質問１から４までについては、在職時期に応じて該当する質問に回答してください。

○１９９０年７月～１９９１年３月　→　質問１
　１９９１年４月～１９９６年３月　→　質問２
　１９９６年４月～１９９７年７月　→　質問３
　１９９７年８月～２００１年８月　→　質問３及び４

質問５から１０までについては、すべての方がお答えください。

2　質問に対する回答は、下記の例のとおり、該当する記号に○印を付けてください。「ウ　その他」の場合等、内容を記入が必要な場合には、記号に○印を付した上で、（　）で示される記入欄にご記入ください。

（例１）
㋐　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

（例２）
ア　はい。
イ　いいえ。
㋒　その他

記入欄：○○○○○。

質問事項

質問１　［１９９０年７月～９１年３月の担当を対象］

１９９０年７月に農林水産省は、生きた牛について英国からの輸入を停止し、肉骨粉等について、英国からの輸入条件を強化する等の措置を講じた。

一方、１９９０年に行った英国に関する調査報告書によれば、英国においては、

①　１９８８年７月に反芻類動物由来の肉骨粉の加熱処理基準の変更指示及び当該肉骨粉の反芻類動物用飼料への利用禁止

②　１９８９年６月に牛の特定臓器について飼料原料とすることを禁止

している。

また、米国は、１９８９年に生きた反芻動物とその製品（肉、肉製品及び肉骨粉等）について、英国及びＢＳＥ発生国から輸入を禁止している。

以上を踏まえ、在職時点におけるご認識とお考えについて、以下にお答えください。

(1) 英国においてＢＳＥが発生していることを承知していたか否か。
㋐　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(2) ＢＳＥの発生原因がＢＳＥの病原因子を含む肉骨粉ではないかとの認識はあったか否か。
㋐　はい。(3)へ。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(3) そのような認識を持つに至る情報は、どのようにして入手したのか。

記入欄：
海外文献，OIE情報

(4) 在職期間中、英国において上記①、②の措置を取っていることを承知していたか否か。
㋐　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(5) 日本では、輸入条件として、加熱処理条件を課す措置を講じたが、さらに国内において肉骨粉の反芻動物用飼料への利用禁止措置を取るべきと考えたか否か。
ア　はい。
㋑　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(5)-2　アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(5)-3　イの場合、その理由
(5)-4　ウの場合、その理由

記入欄：
BSEの国内原発発生は無いことから輸入肉骨粉の安全対策で問題し得ると考えられていた。

(6) 英国からの肉骨粉の輸入について、そもそも、加熱処理条件の強化ではなく、輸入禁止措置を取るべきと考えたか否か。
㋐　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(6)-2　アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(6)-3　イの場合、その理由
(6)-4　ウの場合、その理由

記入欄：
当時 加熱処理条件では不十分とする根拠は無かった。

(7) 英国からの輸入条件を強化する等の対処方針を決めるに際し、研究者等の意見を聞く機会を持ったか否か。
ア　はい。
㋑　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(7)-2　アの場合、どのような形で聞いて、その意見についてどのように判断したか。
(7)-3　イの場合、その理由
(7)-4　ウの場合、その理由

記入欄：
新種の疾病であるBSEの病原因子が日本に無いので実験を行っている研究者が国内にしなかったため。

(8) 英国からの輸入条件を強化する等の対処方針は、どのレベルまで上げて決定したか。
ア　大臣
イ　事務次官
㋒　畜産局長
エ　担当課長
オ　その他

記入欄：

(8)-2 アの場合、その理由
(8)-3 イの場合、その理由
(8)-4 ウの場合、その理由
(8)-5 エの場合、その理由
(8)-6 オの場合、その理由

記入欄：
家畜衛生条件改正の起案は局長決裁を要した。

(9) 加熱処理条件が確実に履行されているかどうかの確認ついて、家畜衛生条件を締結した相手国の現地調査は必要と考えていたか否か。
(ア) はい。
イ いいえ。
ウ その他

記入欄：

(9)-2 アの場合、(10)へ。
(9)-3 イの場合、その理由
(9)-4 ウの場合、その理由

記入欄：

(10) 実際に現地調査が行われたか否か。
ア はい。
(イ) いいえ。
ウ その他

記入欄：

(10)-2 アの場合、現地調査の内容
(10)-3 イの場合、その理由
(10)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
英国本島と北アイルランドから日本向けの肉骨粉輸出申請は無かったので現地調査の必要が生じなかった。

質問５　これまでの質問について、在職期間中、厚生労働省との連携を図っていたか否か。

ア 図った。
(イ) 図らなかった。
ウ その他

記入欄：

(5)-2 アの場合、その連携の内容
(5)-3 イの場合、その理由
(5)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
在職期間中 BSEは動物だけの疾病であった。

質問６　質問１から質問４のそれぞれ該当するものについて、前任者からの引継について。

(1) 引継の有無
ア はい。(2)へ。
(イ) いいえ。→ 着任時にBSEは知らされていなかった。
ウ その他

記入欄：

(2) ① 引継の方法
ア 直接前任者から説明を受けることにより引き継いだ。
イ その他の方法により引き継いだ。

記入欄：

② 引継内容
記入欄：

質問７　質問１から質問４のそれぞれ該当するものについて、後任者への引継について。

(1) 引継の有無
(ア) はい。(2)へ。
イ いいえ。
ウ その他

記入欄：

(2) ① 引継の方法
(ア) 直接後任者へ説明することにより引き継いだ。
イ その他の方法により引き継いだ。

記入欄：

② 引継内容
記入欄：
知り得た全ての知見。

質問８　我が国においてＢＳＥが発生する以前の認識について。

(1) ＢＳＥ発生についての懸念を有していたか。
ア はい。(2)へ。
(イ) いいえ。
ウ その他

記入欄：

(2) いつの時点で、何によって、そのような懸念を持ったか。
記入欄：

質問９　我が国にＢＳＥが発生したことについて。

(1) そのことについてどうお考えですか。
記入欄：
担当部局は出来る限りの対策を講じて来たと思うが
BSEの発生を阻止できなかった。対策に足りぬ点が
あったと考えるため、担当部局の権限強化が必要。

(2) 今回のことを教訓にして、今後、同じような事態が生じないようにするにはどのような対応をすべきと考えるか、また、その場合の留意事項について提言してください。（どの時点で、誰が、どのように対応すべきだったか。厚生労働省との連携はどのようにすべきだったか。）
記入欄：
不妊の可能性の多い疾病に対しては、予防原則の採用が望ましい。

質問１０　その他自由にお書きください。

記入欄：

（別紙４）

〈調査票〉

当時の役職	１局長・部長・審議官	２課長・室長	③左記以外

記載要領：

１　調査票の質問事項のうち、質問１から４までについては、在職時期に応じて該当する質問に回答してください。

○１９９０年７月～１９９１年３月　→　質問１
　１９９１年４月～１９９６年３月　→　質問２
　１９９６年４月～１９９７年７月　→　質問３
　１９９７年８月～２００１年８月　→　質問３及び４

質問５から１０までについては、すべての方がお答えください。

２　質問に対する回答は、下記の例のとおり、該当する記号に○印を付けてください。「ウ　その他」の場合等、内容を記入が必要な場合には、記号に○印を付した上で、（　）で示される記入欄にご記入ください。

（例１）
㋐　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他
↓
記入欄：

（例２）
ア　はい。
イ　いいえ。
㋒　その他
↓
記入欄：○○○○○。

質問事項

質問１　［１９９０年７月～９１年３月の担当を対象］

１９９０年７月に農林水産省は、生きた牛について英国からの輸入を停止し、肉骨粉等について、英国からの輸入条件を強化する等の措置を講じた。

一方、１９９０年に行った英国に関する調査報告書によれば、英国においては、

①　１９８８年７月に反芻類動物由来の肉骨粉の加熱処理基準の変更指示及び当該肉骨粉の反芻類動物用飼料への利用禁止

②　１９８９年６月に牛の特定臓器について飼料原料とすることを禁止

している。

また、米国は、１９８９年に生きた反芻動物とその製品（肉、肉製品及び肉骨粉等）について、英国及びＢＳＥ発生国から輸入を禁止している。

以上を踏まえ、在職時点におけるご認識とお考えについて、以下にお答えください。

(1) 英国においてＢＳＥが発生していることを承知していたか否か。
㋐　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他
↓
記入欄：

(2) ＢＳＥの発生原因がＢＳＥの病原因子を含む肉骨粉ではないかとの認識はあったか否か。
㋐　はい。(3)へ。
イ　いいえ。
ウ　その他
↓
記入欄：

(3) そのような認識を持つに至る情報は、どのようにして入手したのか。
記入欄：
ニュース、専門誌　等

(4) 在職期間中、英国において上記①、②の措置を取っていることを承知していたか否か。
㋐　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他
↓
記入欄：

(5) 日本では、輸入条件として、加熱処理条件を課す措置を講じたが、さらに国内において肉骨粉の反芻動物用飼料への利用禁止措置を取るべきと考えたか否か。
ア　はい。
㋑　いいえ。
㋒　その他
↓
記入欄：輸入等とで充分と考えた

(5)-2　アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(5)-3　イの場合、その理由
(5)-4　ウの場合、その理由
↓
記入欄：
輸入禁止で充分と考えた。

(6) 英国からの肉骨粉の輸入について、そもそも、加熱処理条件の強化ではなく、輸入禁止措置を取るべきと考えたか否か。
ア　はい。
㋑　いいえ。
ウ　その他
↓
記入欄：

(6)-2　アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(6)-3　イの場合、その理由
(6)-4　ウの場合、その理由
↓
記入欄：
当時の状況では、必要性について考えなかった。
輸出検疫で充分と思った。原材料として
輸入するものと思った。

(7) 英国からの輸入条件を強化する等の対処方針を決めるに際し、研究者等の意見を聞く機会を持ったか否か。
ア　はい。
㋑　いいえ。
ウ　その他
↓
記入欄：

(7)-2　アの場合、どのような形で聞いて、その意見についてどのように判断したか。
(7)-3　イの場合、その理由
(7)-4　ウの場合、その理由
↓
記入欄：
飼料、家畜衛生関係の連絡はなかったと思う。以下同じ。

(8) 英国からの輸入条件を強化する等の対処方針は、どのレベルまで上げて決定したか。
ア　大臣
イ　事務次官
ウ　畜産局長
エ　担当課長
オ　その他
↓
記入欄：

(8)-2　アの場合、その理由
(8)-3　イの場合、その理由
(8)-4　ウの場合、その理由
(8)-5　エの場合、その理由
(8)-6　オの場合、その理由

記入欄：

(9)　加熱処理条件が確実に履行されているかどうかの確認ついて、家畜衛生条件を締結した相手国の現地調査は必要と考えていたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(9)-2　アの場合、(10)へ。
(9)-3　イの場合、その理由
(9)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

(10)実際に現地調査が行われたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(10)-2　アの場合、現地調査の内容
(10)-3　イの場合、その理由
(10)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

質問５　これまでの質問について、在職期間中、厚生労働省との連携を図っていたか否か。

ア　図った。
イ　図らなかった。
ウ　その他

記入欄：

(5)-2　アの場合、その連携の内容
(5)-3　イの場合、その理由
(5)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

質問６　質問１から質問４のそれぞれ該当するものについて、前任者からの引継について。

(1) 引継の有無
ア　はい。(2)へ。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(2) ①　引継の方法
ア　直接前任者から説明を受けることにより引き継いだ。
イ　その他の方法により引き継いだ。

記入欄：

②　引継内容
記入欄：

質問７　質問１から質問４のそれぞれ該当するものについて、後任者への引継について。

(1) 引継の有無
ア　はい。(2)へ。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(2) ①　引継の方法
ア　直接後任者へ説明することにより引き継いだ。
イ　その他の方法により引き継いだ。

記入欄：

②　引継内容

記入欄：

質問８　我が国においてＢＳＥが発生する以前の認識について。

(1) ＢＳＥ発生についての懸念を有していたか。
ア　はい。(2)へ。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(2) いつの時点で、何によって、そのような懸念を持ったか。

記入欄：

質問９　我が国にＢＳＥが発生したことについて。

(1) そのことについてどうお考えですか。

記入欄：

(2) 今回のことを教訓にして、今後、同じような事態が生じないようにするにはどのような対応をすべきと考えるか、また、その場合の留意事項について提言してください。（どの時点で、誰が、どのように対応すべきだったか。厚生労働省との連携はどのようにすべきだったか。）

記入欄：

質問１０　その他自由にお書きください。

記入欄：

（別紙４）

〈調査票〉

当時の役職	１局長・部長・審議官	２課長・室長	③左記以外

記載要領：

1　調査票の質問事項のうち、質問１から４までについては、在職時期に応じて該当する質問に回答してください。

○１９９０年７月～１９９１年３月　→　質問１
　１９９１年４月～１９９６年３月　→　質問２
　１９９６年４月～１９９７年７月　→　質問３
　１９９７年８月～２００１年８月　→　質問３及び４

質問５から１０までについては、すべての方がお答えください。

2　質問に対する回答は、下記の例のとおり、該当する記号に○印を付けてください。「ウ　その他」の場合等、内容を記入が必要な場合には、記号に○印を付した上で、（　）で示される記入欄にご記入ください。

（例１）
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

（例２）
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：○○○○○。

質問事項

質問１　［１９９０年７月～９１年３月の担当を対象］

１９９０年７月に農林水産省は、生きた牛について英国からの輸入を停止し、肉骨粉等について、英国からの輸入条件を強化する等の措置を講じた。

一方、１９９０年に行った英国に関する調査報告書によれば、英国においては、

①　１９８８年７月に反芻類動物由来の肉骨粉の加熱処理基準の変更指示及び当該肉骨粉の反芻類動物用飼料への利用禁止

②　１９８９年６月に牛の特定臓器について飼料原料とすることを禁止

している。

また、米国は、１９８９年に生きた反芻動物とその製品（肉、肉製品及び肉骨粉等）について、英国及びＢＳＥ発生国から輸入を禁止している。

以上を踏まえ、在職時点におけるご認識とお考えについて、以下にお答えください。

(1) 英国においてＢＳＥが発生していることを承知していたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(2) ＢＳＥの発生原因がＢＳＥの病原因子を含む肉骨粉ではないかとの認識はあったか否か。
ア　はい。(3)へ。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(3) そのような認識を持つに至る情報は、どのようにして入手したのか。

記入欄：
英国政府への照会、The Veterinary Record、OIE
報告、現地調査

(4) 在職期間中、英国において上記①、②の措置を取っていることを承知していたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(5) 日本では、輸入条件として、加熱処理条件を課す措置を講じたが、さらに国内において肉骨粉の反芻動物用飼料への利用禁止措置を取るべきと考えたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(5)-2　アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(5)-3　イの場合、その理由
(5)-4　ウの場合、その理由

記入欄：衛生課の所管外ではあるが、個人的には
① 当時は、肉骨粉は、推定原因であった。
② 国内への侵入は「ない」と考えられた。
ため考えなかった。（と思う。）

(6) 英国からの肉骨粉の輸入について、そもそも、加熱処理条件の強化ではなく、輸入禁止措置を取るべきと考えたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(6)-2　アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(6)-3　イの場合、その理由
(6)-4　ウの場合、その理由

記入欄：
① 英国からの輸入実績がなかった（と記憶する）
② 肉骨粉に係る英国政府の対応は全て終了していると英国政府が説明していた（と記憶する）

(7) 英国からの輸入条件を強化する等の対処方針を決めるに際し、研究者等の意見を聞く機会を持ったか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：通常、担当班と試験場担当研究者の意見交換を行うが、本件に関して行ったかどうか記憶にない。（そのため）

(7)-2　アの場合、どのような形で聞いて、その意見についてどのように判断したか。
(7)-3　イの場合、その理由
(7)-4　ウの場合、その理由

記入欄：
英国政府の説明、
衛生条件は、EC各国の対応に準じた如でそれ以上の条件は必要ないと考えた。（そのため）

(8) 英国からの輸入条件を強化する等の対処方針は、どのレベルまで上げて決定したか。
ア　大臣
イ　事務次官
ウ　畜産局長
エ　担当課長
オ　その他

記入欄：
どこまで決裁を上げたか記憶にない。

(8)-2　アの場合、その理由
(8)-3　イの場合、その理由
(8)-4　ウの場合、その理由
(8)-5　ニの場合、その理由
(8)-6　オの場合、その理由

記入欄：担当課長等で相手国と協議する。当時は
家畜衛生条件は、担当課長 → 総務課長まで決裁
を上げ、局長まで上げるかどうかはその内容による。BSE
がどうであったか記憶にない。　そのであったと記憶する。

(9) 加熱処理条件が確実に履行されているかどうかの確認ついて、家畜衛生条件を締結した相手国の現地調査は必要と考えていたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(9)-2　アの場合、(10)へ。
(9)-3　イの場合、その理由
(9)-4　ウの場合、その理由

記入欄：
BSEに係る現地調査を行った上で衛生条件協
議を行ったのでその必要はない。(と考えたと思う)

(10) 実際に現地調査が行われたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：~~その後について承知していない。~~

(10)-2　アの場合、現地調査の内容
(10)-3　イの場合、その理由
(10)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

質問５　これまでの質問について、在職期間中、厚生労働省との連携を図っていたか否か。

ア　図った。
イ　図らなかった。
ウ　その他

記入欄：

(5)-2　アの場合、その連携の内容
(5)-3　イの場合、その理由
(5)-4　ウの場合、その理由

記入欄：
英国政府の報告では、ヒトとの関連は否定されていた。

質問６　質問１から質問４のそれぞれ該当するものについて、前任者からの引継について。

(1) 引継の有無
ア　はい。(2)へ。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：総務班は、89年5月新設された。

(2) ①　引継の方法
ア　直接前任者から説明を受けることにより引き継いだ。
イ　その他の方法により引き継いだ。

記入欄：

②　引継内容
記入欄：

質問７　質問１から質問４のそれぞれ該当するものについて、後任者への引継について。

(1) 引継の有無
ア　はい。(2)へ。
イ　いいえ。
㋒　その他

記入欄：引継事項に入れていたか記憶に無い。

(2) ①　引継の方法
ア　直接後任者へ説明することにより引き継いだ。
イ　その他の方法により引き継いだ。

記入欄：

②　引継内容
記入欄：

質問８　我が国においてＢＳＥが発生する以前の認識について。

(1) ＢＳＥ発生についての懸念を有していたか。
ア　はい。(2)へ。
㋑　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(2) いつの時点で、何によって、そのような懸念を持ったか。
記入欄：

質問９　我が国にＢＳＥが発生したことについて。

(1) そのことについてどうお考えですか。
記入欄：

無念です。

(2) 今回のことを教訓にして、今後、同じような事態が生じないようにするにはどのような対応をすべきと考えるか、また、その場合の留意事項について提言してください。（どの時点で、誰が、どのように対応すべきだったか。厚生労働省との連携はどのようにすべきだったか。）
記入欄：

・伝染性疾病の予防措置（研究を含め）に金をかけることが、発生後の措置より、結局安くつく。
・防疫措置（机上、野外）の蓄積が口蹄疫発生時に有効であった。（混乱が少なかった）
・厚生省との連絡は従来は密であった（人事交流も行っていた）現在はどの程度か知らないが役割分担を明確にして連絡をすることは難しくない（と思うが）

質問１０　その他自由にお書きください。

記入欄：

（別紙４）

〈調査票〉

当時の役職	１局長・部長・審議官	２課長・室長	③左記以外

記載要領：

１　調査票の質問事項のうち、質問１から４までについては、在職時期に応じて該当する質問に回答してください。

◯１９９０年７月～１９９１年３月　→　質問１
◯１９９１年４月～１９９６年３月　→　質問２
　１９９６年４月～１９９７年７月　→　質問３
　１９９７年８月～２００１年８月　→　質問３及び４

質問５から１０までについては、すべての方がお答えください。

２　質問に対する回答は、下記の例のとおり、該当する記号に〇印を付けてください。「ウ　その他」の場合等、内容を記入が必要な場合には、記号に〇印を付した上で、（　）で示される記入欄にご記入ください。

（例１）
㋐　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

（例２）
ア　はい。
イ　いいえ。
㋒　その他

記入欄：〇〇〇〇〇。

質問事項

質問１　［１９９０年７月～９１年３月の担当を対象］

　１９９０年７月に農林水産省は、生きた牛について英国からの輸入を停止し、肉骨粉等について、英国からの輸入条件を強化する等の措置を講じた。
　一方、１９９０年に行った英国に関する調査報告書によれば、英国においては、
①　１９８８年７月に反芻動物由来の肉骨粉の加熱処理基準の変更指示及び当該肉骨粉の反芻動物用飼料への利用禁止
②　１９８９年６月に牛の特定臓器について飼料原料とすることを禁止
している。
　また、米国は、１９８９年に生きた反芻動物とその製品（肉、肉製品及び肉骨粉等）について、英国及びＢＳＥ発生国から輸入を禁止している。

　以上を踏まえ、在職時点におけるご認識とお考えについて、以下にお答えください。

(1) 英国においてＢＳＥが発生していることを承知していたか否か。
㋐　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(2) ＢＳＥの発生原因がＢＳＥの病原因子を含む肉骨粉ではないかとの認識はあったか否か。
ア　はい。(3)へ。
イ　いいえ。
㋒　その他

記入欄：記憶が定かではないが、私自身、BSEの病原因子はプリオンであると認識していたが、肉骨粉と関連づけて考えていなかったと思う。

(3) そのような認識を持つに至る情報は、どのようにして入手したのか。

記入欄：

(4) 在職期間中、英国において上記①、②の措置を取っていることを承知していたか否か。
㋐　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(5) 日本では、輸入条件として、加熱処理条件を課す措置を講じたが、さらに国内において肉骨粉の反芻動物用飼料への利用禁止措置を取るべきと考えたか否か。
ア　はい。
㋑　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(5)-2　アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(5)-3　イの場合、その理由
(5)-4　ウの場合、その理由

記入欄：当時、直接の担当ではなかったこともあるが、肉骨粉の反芻動物用飼料への利用禁止措置を取るべきとは考えていなかったと思う。（輸入条件として、加熱処理条件を課す措置を講じていたので、それ以上考えていなかったのかもしれない。）

(6) 英国からの肉骨粉の輸入について、そもそも、加熱処理条件の強化ではなく、輸入禁止措置を取るべきと考えたか否か。
ア　はい。
㋑　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(6)-2　アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(6)-3　イの場合、その理由
(6)-4　ウの場合、その理由

記入欄：当時、輸入禁止措置まで考えていなかったと思う（私自身が）。

(7) 英国からの輸入条件を強化する等の対処方針を決めるに際し、研究者等の意見を聞く機会を持ったか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
㋒　その他

記入欄：記憶していない。

(7)-2　アの場合、どのような形で聞いて、その意見についてどのように判断したか。
(7)-3　イの場合、その理由
(7)-4　ウの場合、その理由

記入欄：私が在職している間に、私がその機会に参加していなかったのかもしれない。

(8) 英国からの輸入条件を強化する等の対処方針は、どのレベルまで上げて決定したか。
ア　大臣
イ　事務次官
ウ　畜産局長
エ　担当課長
㋔　その他

記入欄：担当ではなかったせいもあり、わからない。

(8)-2　アの場合、その理由
(8)-3　イの場合、その理由
(8)-4　ウの場合、その理由
(8)-5　エの場合、その理由
(8)-6　オの場合、その理由

記入欄：
担当でなかったせいもあり、どのレベル[illegible]まで上げたのかわからない。

(9) 加熱処理条件が確実に履行されているかどうかの確認ついて、家畜衛生条件を締結した相手国の現地調査は必要と考えていたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(9)-2　アの場合、(10)へ。
(9)-3　イの場合、その理由
(9)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

(10) 実際に現地調査が行われたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：
正確に伝達していない。

(10)-2　アの場合、現地調査の内容
(10)-3　イの場合、その理由
(10)-4　ウの場合、その理由

記入欄：
担当でなかったせいもあり、わからない。

質問２　［１９９１年４月～９６年３月の担当を対象］

農林水産省は、英国に対する対応と同様、肉骨粉の輸入について、１９９１年４月にスイス、同年９月フランス、９２年９月デンマーク、９４年２月独、９５年３月イタリアからのものについて、加熱処理条件の強化により対応した。
一方、英国の措置（加熱処理条件、反芻動物への給与の禁止）に加え、さらに、
・　１９９１年にＷＨＯの報告において、同報告９．４．３「感染性の有効な減少または除去方法」において、肉骨粉の加熱処理条件について、「完全に感染源の不活化を保証するものではなく、リストの最初の３つの方法の有効性が他のものより優れていると考えられている。」（別添１）（注：加熱処理条件はリストの１番目の方法）
との報告がなされている。

以上を踏まえ、在職時点におけるご認識とお考えについて、以下にお答えください。

(1) 在職期間中、国際機関における報告の内容から、加熱処理条件は不活化を完全に保証する条件ではないと承知していたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(2) 日本では、輸入条件として、加熱処理条件を課す措置を講じたが、さらに国内において肉骨粉の反芻動物用飼料への利用禁止措置を取るべきと考えたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：
[illegible]

(2)-2　アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(2)-3　イの場合、その理由
(2)-4　ウの場合、その理由

記入欄：
当時、直接の担当ではなかったが、そこまで考えていなかったと思う。

(3) 英国からの肉骨粉の輸入について、そもそも、加熱処理条件の強化ではなく、輸入禁止措置を取る必要があると考えたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：
[illegible]

(3)-2　アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(3)-3　イの場合、その理由
(3)-4　ウの場合、その理由

記入欄：
当時、[illegible]輸入禁止措置まで考えていなかったと思う。

(4) また、英国以外の国からの肉骨粉の輸入について、加熱処理条件の強化ではなく、輸入禁止措置を取るべきと考えたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(4)-2　アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(4)-3　イの場合、その理由
(4)-4　ウの場合、その理由

記入欄：
当時、[illegible]輸入禁止措置まで考えていなかったと思う。

(5) 加熱処理条件が確実に履行されているかどうかの確認ついて、家畜衛生条件を締結した相手国の現地調査は必要と考えていたか否か。

(ア) はい。
イ いいえ。
ウ その他

記入欄：

(5)-2 アの場合、(6)へ。
(5)-3 イの場合、その理由
(5)-4 ウの場合、その理由

記入欄：

(6) 実際に現地調査が行われたか否か。

ア はい。
イ いいえ。
(ウ) その他

記入欄：
正確には記憶していません。

(6)-2 アの場合、現地調査の内容
(6)-3 イの場合、その理由
(6)-4 ウの場合、その理由

記入欄：
担当でなかったせいもあり、記憶にありません。

質問5 これまでの質問について、在職期間中、厚生労働省との連携を図っていたか否か。

ア 図った。
イ 図らなかった。
ウ その他

記入欄：

(5)-2 アの場合、その連携の内容
(5)-3 イの場合、その理由
(5)-4 ウの場合、その理由

記入欄：

質問6 質問1から質問4のそれぞれ該当するものについて、前任者からの引継について。

(1) 引継の有無

ア はい。(2)へ。
イ いいえ。
ウ その他

記入欄：

(2) ① 引継の方法

ア 直接前任者から説明を受けることにより引き継いだ。
イ その他の方法により引き継いだ。

記入欄：

② 引継内容

記入欄：

質問7 質問1から質問4のそれぞれ該当するものについて、後任者への引継について。

(1) 引継の有無

ア はい。(2)へ。
イ いいえ。
ウ その他

記入欄：

(2) ① 引継の方法

ア 直接後任者へ説明することにより引き継いだ。
イ その他の方法により引き継いだ。

記入欄：

② 引継内容

記入欄：

質問８　我が国においてＢＳＥが発生する以前の認識について。

(1) ＢＳＥ発生についての懸念を有していたか。
ア　はい。(2)へ。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(2) いつの時点で、何によって、そのような懸念を持ったか。

記入欄：

質問９　我が国にＢＳＥが発生したことについて。

(1) そのことについてどうお考えですか。

記入欄：

(2) 今回のことを教訓にして、今後、同じような事態が生じないようにするにはどのような対応をすべきと考えるか、また、その場合の留意事項について提言してください。（どの時点で、誰が、どのように対応すべきだったか。厚生労働省との連携はどのようにすべきだったか。）

記入欄：

質問１０　その他自由にお書きください。

記入欄：

（別紙４）

〈調査票〉

当時の役職	１局長・部長・審議官	２課長・室長	③左記以外

記載要領：

１　調査票の質問事項のうち、質問１から４までについては、在職時期に応じて該当する質問に回答してください。

○１９９０年７月～１９９１年３月　→　質問１
○１９９１年４月～１９９６年３月　→　質問２
　１９９６年４月～１９９７年７月　→　質問３
　１９９７年８月～２００１年８月　→　質問３及び４

質問５から１０までについては、すべての方がお答えください。

２　質問に対する回答は、下記の例のとおり、該当する記号に○印を付けてください。「ウ　その他」の場合等、内容を記入が必要な場合には、記号に○印を付した上で、（　）で示される記入欄にご記入ください。

（例１）
㋐　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他
↓
記入欄：

（例２）
ア　はい。
イ　いいえ。
㋐　その他
↓
記入欄：○○○○○。

質問事項

質問１　［１９９０年７月～９１年３月の担当を対象］

１９９０年７月に農林水産省は、生きた牛について英国からの輸入を停止し、肉骨粉等について、英国からの輸入条件を強化する等の措置を講じた。

一方、１９９０年に行った英国に関する調査報告書によれば、英国においては、

①　１９８８年７月に反芻類動物由来の肉骨粉の加熱処理基準の変更指示及び当該肉骨粉の反芻類動物用飼料への利用禁止

②　１９８９年６月に牛の特定臓器について飼料原料とすることを禁止

している。

また、米国は、１９８９年に生きた反芻動物とその製品（肉、肉製品及び肉骨粉等）について、英国及びＢＳＥ発生国から輸入を禁止している。

以上を踏まえ、在職時点におけるご認識とお考えについて、以下にお答えください。

(1) 英国においてＢＳＥが発生していることを承知していたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
㋒　その他
↓
記入欄：記憶にありません

(2) ＢＳＥの発生原因がＢＳＥの病原因子を含む肉骨粉ではないかとの認識はあったか否か。
ア　はい。(3)へ。
イ　いいえ。
㋒　その他
↓
記入欄：記憶にありません

(3) そのような認識を持つに至る情報は、どのようにして入手したのか。
記入欄：

(4) 在職期間中、英国において上記①、②の措置を取っていることを承知していたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
㋒　その他
↓
記入欄：記憶にありません

(5) 日本では、輸入条件として、加熱処理条件を課す措置を講じたが、さらに国内において肉骨粉の反芻動物用飼料への利用禁止措置を取るべきと考えたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
㋒　その他
↓
記入欄：記憶にありません

(5)-2　アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(5)-3　イの場合、その理由
(5)-4　ウの場合、その理由
↓
記入欄：

(6) 英国からの肉骨粉の輸入について、そもそも、加熱処理条件の強化ではなく、輸入禁止措置を取るべきと考えたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
㋒　その他
↓
記入欄：記憶にありません

(6)-2　アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(6)-3　イの場合、その理由
(6)-4　ウの場合、その理由
↓
記入欄：

(7) 英国からの輸入条件を強化する等の対処方針を決めるに際し、研究者等の意見を聞く機会を持ったか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
㋒　その他
↓
記入欄：記憶にありません

(7)-2　アの場合、どのような形で聞いて、その意見についてどのように判断したか。
(7)-3　イの場合、その理由
(7)-4　ウの場合、その理由
↓
記入欄：

(8) 英国からの輸入条件を強化する等の対処方針は、どのレベルまで上げて決定したか。
ア　大臣
イ　事務次官
ウ　畜産局長
エ　担当課長
㋓　その他
↓
記入欄：記憶にありません

(8)-2　アの場合、その理由
(8)-3　イの場合、その理由
(8)-4　ウの場合、その理由
(8)-5　エの場合、その理由
(8)-6　オの場合、その理由

記入欄：

(9) 加熱処理条件が確実に履行されているかどうかの確認ついて、家畜衛生条件を締結した相手国の現地調査は必要と考えていたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
(ウ)　その他

記入欄：記憶にありません

(9)-2　アの場合、(10)へ。
(9)-3　イの場合、その理由
(9)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

(10) 実際に現地調査が行われたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
(エ)　その他

記入欄：

(10)-2　アの場合、現地調査の内容
(10)-3　イの場合、その理由
(10)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

質問２　［１９９１年４月～９６年３月の担当を対象］

農林水産省は、英国に対する対応と同様、肉骨粉の輸入について、１９９１年４月にスイス、同年９月フランス、９２年９月デンマーク、９４年２月独、９５年３月イタリアからのものについて、加熱処理条件の強化により対応した。
一方、英国の措置（加熱処理条件、反芻動物への給与の禁止）に加え、さらに、
・　１９９１年にＷＨＯの報告において、同報告９．４．３「感染性の有効な減少または除去方法」において、肉骨粉の加熱処理条件について、「完全に感染源の不活化を保証するものではなく、リストの最初の３つの方法の有効性が他のものより優れていると考えられている。」（別添１）（注：加熱処理条件はリストの１番目の方法）
との報告がなされている。

以上を踏まえ、在職時点におけるご認識とお考えについて、以下にお答えください。

(1) 在職期間中、国際機関における報告の内容から、加熱処理条件は不活化を完全に保証する条件ではないと承知していたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
(ウ)　その他

記入欄：記憶にありません

(2) 日本では、輸入条件として、加熱処理条件を課す措置を講じたが、さらに国内において肉骨粉の反芻動物用飼料への利用禁止措置を取るべきと考えたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
(ウ)　その他

記入欄：記憶にありません

(2)-2　アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(2)-3　イの場合、その理由
(2)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

(3) 英国からの肉骨粉の輸入について、そもそも、加熱処理条件の強化ではなく、輸入禁止措置を取る必要があると考えたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
(ウ)　その他

記入欄：記憶にありません

(3)-2　アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(3)-3　イの場合、その理由
(3)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

(4) また、英国以外の国からの肉骨粉の輸入について、加熱処理条件の強化ではなく、輸入禁止措置を取るべきと考えたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
(ウ)　その他

記入欄：記憶にありません

(4)-2　アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(4)-3　イの場合、その理由
(4)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

(5) 加熱処理条件が確実に履行されているかどうかの確認ついて、家畜衛生条件を締結した相手国の現地調査は必要と考えていたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：記憶にありません

(5)-2　アの場合、(6)へ。
(5)-3　イの場合、その理由
(5)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

(6) 実際に現地調査が行われたか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：

(6)-2　アの場合、現地調査の内容
(6)-3　イの場合、その理由
(6)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

質問５　これまでの質問について、在職期間中、厚生労働省との連携を図っていたか否か。

ア　図った。
イ　図らなかった。
ウ　その他

記入欄：記憶にありません

(5)-2　アの場合、その連携の内容
(5)-3　イの場合、その理由
(5)-4　ウの場合、その理由

記入欄：

質問６　質問１から質問４のそれぞれ該当するものについて、前任者からの引継について。

(1) 引継の有無
ア　はい。(2)へ。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：記憶にありません。おそらくなかったと思います。

(2) ①　引継の方法
ア　直接前任者から説明を受けることにより引き継いだ。
イ　その他の方法により引き継いだ。

記入欄：

②　引継内容
記入欄：

質問７　質問１から質問４のそれぞれ該当するものについて、後任者への引継について。

(1) 引継の有無
ア　はい。(2)へ。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：記憶にありません。おそらくしていないと思います。

(2) ①　引継の方法
ア　直接後任者へ説明することにより引き継いだ。
イ　その他の方法により引き継いだ。

記入欄：

②　引継内容
記入欄：

質問８　我が国においてＢＳＥが発生する以前の認識について。

(1) ＢＳＥ発生についての懸念を有していたか。
ア　はい。(2)へ。
イ　いいえ。
ウ　その他

記入欄：
記憶にありません

(2) いつの時点で、何によって、そのような懸念を持ったか。

記入欄：

質問９　我が国にＢＳＥが発生したことについて。

(1) そのことについてどうお考えですか。

記入欄：
残念であり、反省すべきだと考えております。

(2) 今回のことを教訓にして、今後、同じような事態が生じないようにするにはどのような対応をすべきと考えるか、また、その場合の留意事項について提言してください。（どの時点で、誰が、どのように対応すべきだったか。厚生労働省との連携はどのようにすべきだったか。）

記入欄：

質問１０　その他自由にお書きください。

記入欄：

（別紙４）

〈調査票〉

当時の役職	１局長・部長・審議官	２課長・室長	③左記以外

記載要領：

１　調査票の質問事項のうち、質問１から４までについては、在職時期に応じて該当する質問に回答してください。

○１９９０年７月～１９９１年３月　→　質問１
○１９９１年４月～１９９６年３月　→　質問２
　１９９６年４月～１９９７年７月　→　質問３
　１９９７年８月～２００１年８月　→　質問３及び４

質問５から１０までについては、すべての方がお答えください。

２　質問に対する回答は、下記の例のとおり、該当する記号に○印を付けてください。「ウ　その他」の場合等、内容を記入が必要な場合には、記号に○印を付した上で、（　）で示される記入欄にご記入ください。

（例１）
㋐　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他
　記入欄：

（例２）
ア　はい。
イ　いいえ。
㋒　その他
　記入欄：○○○○○。

質問事項

質問１　［１９９０年７月～９１年３月の担当を対象］

１９９０年７月に農林水産省は、生きた牛について英国からの輸入を停止し、肉骨粉等について、英国からの輸入条件を強化する等の措置を講じた。

一方、１９９０年に行った英国に関する調査報告書によれば、英国においては、

①　１９８８年７月に反芻類動物由来の肉骨粉の加熱処理基準の変更指示及び当該肉骨粉の反芻類動物用飼料への利用禁止

②　１９８９年６月に牛の特定臓器について飼料原料とすることを禁止

している。

また、米国は、１９８９年に生きた反芻動物とその製品（肉、肉製品及び肉骨粉等）について、英国及びＢＳＥ発生国から輸入を禁止している。

以上を踏まえ、在職時点におけるご認識とお考えについて、以下にお答えください。

(1) 英国においてＢＳＥが発生していることを承知していたか否か。
㋐　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他
　記入欄：

(2) ＢＳＥの発生原因がＢＳＥの病原因子を含む肉骨粉ではないかとの認識はあったか否か。
㋐　はい。(3)へ。
イ　いいえ。
ウ　その他
　記入欄：

(3) そのような認識を持つに至る情報は、どのようにして入手したのか。
　記入欄：
BSE に係る文献、英国政府からの情報等

(4) 在職期間中、英国において上記①、②の措置を取っていることを承知していたか否か。
㋐　はい。
イ　いいえ。
ウ　その他
　記入欄：

(5) 日本では、輸入条件として、加熱処理条件を課す措置を講じたが、さらに国内において肉骨粉の反芻動物用飼料への利用禁止措置を取るべきと考えたか否か。
ア　はい。
㋑　いいえ。
ウ　その他
　記入欄：

(5)-2　アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(5)-3　イの場合、その理由
(5)-4　ウの場合、その理由
　記入欄：
日本での発生がなかったから。

(6) 英国からの肉骨粉の輸入について、そもそも、加熱処理条件の強化ではなく、輸入禁止措置を取るべきと考えたか否か。
ア　はい。
㋑　いいえ。
ウ　その他
　記入欄：

(6)-2　アの場合、結果的に取っていないが、その理由
(6)-3　イの場合、その理由
(6)-4　ウの場合、その理由
　記入欄：
当時、日本での発生はなく、ヒトへの感染の危険性はないとなっており、ECでプリオンを不活化する加熱処理条件が示されていたから。

(7) 英国からの輸入条件を強化する等の対処方針を決めるに際し、研究者等の意見を聞く機会を持ったか否か。
ア　はい。
イ　いいえ。
㋒　その他
　記入欄：不明だが、聞いていると考える。

(7)-2　アの場合、どのような形で聞いて、その意見についてどのように判断したか。
(7)-3　イの場合、その理由
(7)-4　ウの場合、その理由
　記入欄：
当時 牛三者検討のようなものを利用して研究者から意見を聞く場は設けていないが、家畜衛生試験場の研究者から意見を常時聞きながら技術的な政策判断が行われていた。

(8) 英国からの輸入条件を強化する等の対処方針は、どのレベルまで上げて決定したか。
ア　大臣
イ　事務次官
ウ　畜産局長
㋓　担当課長
オ　その他
　記入欄：